明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

毎月一回二十日發行

明治廿一年五月創刊

MAGAZINE
OF THE PRISON
CIETY OF JAPAN.

No. 6. MAy, 1907.
VOL. XX.

監獄協會雜誌

明治四十年六月二十日發行

第貳拾卷
第六號

監獄協會發行

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可（監獄協會雜誌第貳拾卷第五號）

第二十卷第六號目次

○論　說……（一　頁）
●原胤昭君の免囚保護談を評す……山上義雄
●死刑問題の未來を論し併せて適用に就き望む所あり　祿々學人
○講　演……（一五頁）
●刑罰法規と監獄……花井卓藏
○寄　書……（三一頁）
●時事漫言……片々子
●京城便……山川定
●有賞夫者增榮給與全廢を望む……曾睡天石
○救護事業……（三七頁）
●保護事業規書……原胤昭
●長崎縣の出獄人保護事業……
●三重授業院の近況……
○統　計……（四三頁）
●疾患統計に就て鄙懷を述ぶ……野々垣梅次郎
●兒童の何なる性癖を有するや……進藤正直
●明治四十年四月末日現在全國在監人員監獄別表
●明治四十年四月末日現在全國囚人罪名別表……（五七頁）
○雜　錄……
●東京便……香川又二郎
●カードと領置金基帳……西原幸三
●殺傷の原因……大審院長横田國民氏の觀察
●露國の死刑數と佛國の死刑廢止……
○地方通信……（六九頁）
●田舍だより……香
○監獄協會記事……（七二頁）

第二十卷第五號目次

○論　說……（一　頁）
●典獄會議の諮問事項に就て……
●松田司法大臣訓示……（三　頁）
○講　演……（九　頁）
●監獄の疾患統計に就て……二階堂保則
●民事の拘禁制度……齋藤十一郎
●實驗せる救濟問題……ウイリアムブース述　山室軍平譯
○統　計……（四〇頁）
●三重縣下特種部落に於ける統計一斑……
●明治四十年三月末日現在全國在監人員監獄別表……
●明治四十年三月末日現在全國囚人罪名別表……
●特典出獄者行狀調……
●假出獄者犯罪表……
●最近五ヶ年間監獄に於ける肺結核其他比較表……（五四頁）
○雜　錄……
●典獄會議……原胤昭
●監獄改良の一斑……
●醫學學上より觀たる囚人年齡の記載例……竹內熙
●全國の不良少年數……
●沼津未成年監と濱松初犯監……
●甲府監獄工事の近況……
●臺灣の典獄會議……
●故障の取下は許さず……
○監獄協會記事……（七一頁）

監獄協會雜誌第貳拾卷第六號

論　說

○司法大臣の訓示を讀て所信を明かにす

明治四十年五月典獄會議の劈頭に於て松田司法大臣の示せる訓諭を看るに、言々句々親切鄭重を極む、監獄當局者能く其趣旨の在る所を玩味し、拳々服膺すべきは毫も疑はざる所にして吾人、復た言說を弄するの餘地なきが如しと雖も、既往の言說と事實とに顧みて蛇足を添ゆる所あらんとす

監獄の構造を改良するの目的は、行刑遇囚の適實を完ふせんとするに止らず國庫の經濟に利する所の趣旨を包含せることを忘るべからずと宣言したるは、監獄の最終目的たる犯罪者累犯者を減少して一般豫防となり特別豫防となり、國家及個人の安寧秩序を保持するに在り、此目的を達するは監獄構造の如何に關らずと雖も監獄構造の改良に賴つて一層適切に護得し得んことを望むに外ならず、新築監獄を主幹する典獄其他の當局者に對し無責任を有責任としたるにあらず責任に責任を加重したりと敷衍したるなり、若し監獄建築の效果を擧ぐるを得ずんば獄制改良の試驗に落第し監獄行政者の無能を表白するものと謂はざるべからず司法大臣は監獄當局者をして獄制改良の試驗に及第せしめんが爲めに急務とする一般方針を示すに規律の振肅、作業の督勵、敎化及衛生の周到を期し分房には刑事被告人、初犯偶發の者、短期刑の者、三十歲以下の受刑者を拘禁するを適當なりと信ずと言明せり、是に

於て吾人の警告せんとする所のものは、從來動もすれば習慣犯者中譎詐奸惡殊に長期刑の者を分房に、拘禁するの處遇は之を改廢するの要あるを認む、蓋し善惡混同の拘禁は弊害百出の處あるを以て一時隔離的取締の爲め奸惡の徒を拘禁するは强ち不可なしとするも、是れ決して兩者を善導する萬全の策にあらざるべし、這般司法大臣の下せる方針は監獄當局者の熟考して其目的の旨趣に副はんことを望まざるを得んや、監獄經費の點に就て觀るも、監獄建築の竣成と同時に日常執務に要する廳用備品をもつて新調し恰も主副の体裁を保たんと腐心し自ら以て建築に伴ひ廳用備品の爲めに巨額の經費を要するは當然なりと誤信するの觀あり、斯の如きは監獄構造の改良に必須缺くべからざる經費なりと謂ふを得ざるの處遇に亘りて國家經濟に利すべき望みを屬し得へきか、廳用備品の如き之を新調する大目的を達成し永遠に近年に於ける改良施設の一端として認ひべき特別監の處遇に就ては。特別監なりとの故を以て徒らに も巨額の經費を要するにあらずと雖も、些々たる事物にすら着眼せざるは、纏て國庫に重荷を輕減する處遇を寬大にするが如きは之を設けたる趣旨に副はず、嚴正摯實の要義を保ち規律と勞動使役により敎養感化を加ふべく決して學校的普通敎育を主眼とするが如きことなきを要すとの旨意を以て訓諭し る所以にして若し、杞憂として終らば何の幸か之に若かん

信す、吾人は某特別監に於て年長者に舞踏せしむるを觀たり同時に年少者は無意識的に三々五々機械に蟠居し、集團し眠るが如き態度を以て傍觀せるを親て私に形式一片の學育の効果を疑はざるを得ざりしが、今や縷々周到の訓示を讀過し舊時の感を深からしむるものあり敢て一言を添ゆるのみ

假出獄者の成績及假出獄制度の範圍を擴張したる立法の精神を援用し、詳明に說き悉くしたるを以て監獄當局者に深き印象を與へたるを信す、吾人は、屢次論述せるが如く假出獄者の多寡を以て、監獄制度の當否、當局者の手腕を決定するものにあらず又假出獄停止處分の有無に由つて、直に行刑の價値を左右するに足れりとするものにあらず、監獄の制度、行刑の價値竝手腕は累犯を減少する數量の多寡に由て定むるを得べく、假出獄者なきも出獄後再犯者を出さゞるを以て上策とすべく、區々たる假出獄者の多寡を問はんや、又況んや停止處分の有無を論せんや、要は監獄當局者は偏重偏輕を避け出獄者全般を通じて犯罪に陷らざらしむるに在り、唯將來改正刑法實施の曉には假出獄制度利用の範圍を擴張したる精神を咀嚼し、豫期の効果を穫得せんことを覺悟するを要す

出獄人保護事業、監獄職員の優遇其他の條項に就ては、吾人亦別に見る所あるも更に他日の論題に讓り玆には司法大臣の訓諭に柔順なれと勸奬するに止めんか

○原胤昭君の免囚保護談を評す

山上義雄

本年五月發行の國家學會雜誌に『出獄人保護事業に就て』といふ原胤昭君の講演が載せてある、之は法理研究會の諸君が同人を招いて說を聞いたのであるそうだが流石は斯道に經驗ある人のことゝて大なる興味を以て通讀することが出來た、但し其說には吾輩往々疑惑を存し、又全然意見を異にするもの

あるは遺憾である。原君とて固より充分考慮の末に出た說でなきかの推測も出來るから、これを取立てゝ批評するは或は同君の迷惑であるかも知れぬが、かゝる說を學者の前に曝らせられて見れば、之れが爲めに學者を誤ることも甚しからんと思ひて玆に吾輩の意見を公にする、

同君が先づ出獄人保護事業の效果を第一自分が基督敎を信奉するといふ無形の要素に歸し、第二には事業が私設であるといふ有形的の要素に歸したは至極適當の事である吾輩宗敎には深かき關係なき身でも、出獄人の保護は宗敎家の手によりて行はるゝは當然で又有效であるを認める、隨て事業は私設たるべき性質であるは吾輩の所論であつて、原君が之によりて效果を收めたとあつては吾か說に有力なる援助を得た心地がする、蓋し官廳的であつたり又は團體的であつたりすれば萬事形式に拘泥して機宜の措置を欠き事業に情味ある結合力を生し難い、そこになれば人と人との結び附を主としたる個人事業が奏效する筈である、但し一つ重大なる注意を要する點は個人中心で以て事業が經營さるゝときは主管者の心術如何によりては動もすれば權變を喜び術數を弄しても成效せんとの弊を生し易く、之か爲に折角の慈善事業も遂に世人より唾棄せらるゝを免れないに至る、是等の弊竇を防止せんには如何にすべきかは考慮を要する問題である、原君の如きは此點に思ひ到つて居るであらふが、頗くは其說を聞きたいものである、

次いで原君は保護事業の區域を限りて貧民救濟事業又不良少年感化事業とは異なりて出獄者たるか爲め甚しく社會より揶揄を受くる者のみを保護せんと云はるるは乃ち可し、その保護すべき者となれば『罪質とか犯數とかいふことに付きましては更に區域制限をつけませんから、初犯もあれば十犯もある又二十犯も甚しいのは百犯もありました、長い刑も短い刑もありました、所持金の有無に付きても構ひませんから、四役工錢百圓以上持て居た者も五六人ありましたが、無一物で寒中に單衣一枚で憚へて來た者もあり、暑中に綿入を着て玉の汗を流して來た者もありました。』といふて居る、是は勿論

其通りであつて欲しいが果して原君か從來之を實行して居つたかは疑問である、然り大なる疑問である、吾輩か平素君の事業を實見して居る所では、君か必しも犯數の多寡を問はないのを知るも未た百犯以上の四人を保護せられたを聞かない、今始めて承つた、ついてはかゝる者か改善したとあつては誠に吾輩斯道の參考ともなるであらふから機會あらば其境遇閱歷を聞きたいものである、又所持金の有無を構はぬとは君が近頃立てられた方針ではなからふか、由來君か出獄者の三十圓以上所持金なき者を收容しないと聞て居る、地方監獄の免囚を多くは拒絕したのも刑期か短かく隨て工錢の貯蓄か寡いからで、多くは元の集治監より引取つて居るのは世人俱に知る所である、長期の者で見れは工錢百圓以上所有するなどは格別珍らしいわけではない、寒中に單衣一枚の者や暑中綿入一枚の者が果して原君の手に收容され保護されたか吾輩大に疑を抱き殆んと信じ難い、それには抑も理由がある、實驗上の理由がある、即ち吾輩が君の所へ出獄者を向けて保護を賴むでも所持金のないが爲め峻拒せられた例は澤山ある、君にして必要とあらば之を列擧するに乏しきを覺へない、君が其方針で收容者を簡ぶといふは可否の議論を挿む餘地はあつても、兎に角君の考であるから今迄別に彼是云ふに及ばすとして居つた、然るに君今や社會人心を指導する學者の前で公然全く事實に反した巧言を曝々するは、自ら欺きて人を欺かんとするのである、基督敎信者を標榜する君にして果して適當なる所爲であらふか、

原出獄人保護事業に關し吾輩の知り得て居る事、聞き込み居る事竈處の種となることも尠くないが、其事業の重要なるを思ふものから、殊更に陰忍して醜陋を曝さゞらんことを務めて居つた、然るに原君は吾輩司獄官を罵り、さも無能で、しかも出獄人に對して些の同情を持たぬか如き口吻を弄して居る、原君は果して何の含む所あつて然るか、苟くも修養ある人士の爲ざるものを爲して憚らないのは司獄官か自己の免囚保護の效能を吹聽せぬといふ立腹にあるらしい、彼は先づ、

斯くいふ事柄（免囚保護）に付てはまた監獄官が本道に精神的に力を入れて居ないと思ひます、上官の抑制か又は宗教の偏挾よりか、何はとも私の手許へ便り來る出獄人で監獄署警察署より回送さるゝ者で無く獨り任意に保護を求め來りし者を尋ぬるに此保護事業あるを聞いた者は多くは同囚人なり、之を監獄官の訓誨に聞知したりと答へし者に會はず、勿論此等の示敎即ち出獄後の指導は敎誨師の任意なれども現任敎誨師は佛敎者なるにより堅く口を緘て之を示さゝるのみか反て我らに對する誹謗侮言を吐きしとの事は聞さたる囚人の憤慨談を承りし事はあります、斯く犯罪豫防事業と監獄との疎通圓滿ならざるは吾國監獄改良の大障害なりと思ひます、

假令一人でも東京市に此の事業者ありとすれば、事業者より願はぬでも囚人に斯ういふ者か斯ういふ事をして居るといふことを言はるゝ筈だと思ひます云々

是は多少經驗の點ありとしても亦た多く司獄官が彼れの事業に對する態度を說明して居る、蓋し是に付ては吾輩原君の見る所と異なりたる理由があることを辨じて置く、一言にして盡せば出獄人に同情するが爲めに彼の保護事業を指示し難いのである、吾輩は多くの事實を擧げざるも（必要あれば之を擧ぐるを辭しないが）彼の在監者中保護を願出でた者に原の方を指示したのに彼所ならばどうか見合せて呉れと云ひ出たことは數次敎誨師より聞いた言である、全國の監獄に今猶ほ收容されつゝある者の中にも同感を抱いて居る者か少くないであらふ、是れ吾か同僚の熟知する所で隨て何人も原君の要求を充たし能はざるのである、原君たるもの宜しく諒として可なりである、

然るに自己の非は之を飾ることを知りて他人の非は摘抉に急なるは卑しき人の習である、諺にも曰へる己の目にある梁木を打置きて他人の目の塵を議せんとするのである、原君が我巢鴨監獄のことを攻擊するは蓋し此類でなからふか、乃ち巢鴨に有名なる惡漢し兵衞といふものを初犯囚の中に混入して置くから其者か不良の影響を同囚に傳播し　自ゞは役業から食事から凡へて他の援助貢獻を得て

至極の地位を占めて居る、「惡漢〇兵衞か今尙は巢鴨監獄に於て惡慾我意を逞うして憂慢なる態度を以て獄内に跋扈して居るといふことは實に憎むべき事である」と憤慨して居る、之は同工場に居つたといふ委托物費消初犯の者が出獄後同君に語りし所とかいふ、今はその〇兵衞も去つて事後に屬するものを彼是論する必要はないが、君の議論の價値は此一話で以て測定することが出來る、〇兵衞なる者が初犯者を悉く惡化しつゝありと大に恐怖せられた君こそ實に皮相の觀である、君が恐怖の原因は一出獄者の言に由ることであるが、原君たるもの安じて可なり、吾輩は之が爲めに隨分と考慮を費やした、且つ處遇の內情をも既に知悉して居る、試みに少しく之を說かば、〇兵衞には多數の子分があつて我巢鴨監獄の如き主として窃盜三犯以上の者を拘禁してある所には何れの工場にも夫等が居らぬを保し難い、然るに彼は常に逃走の企圖を絕たぬ、彼自身企圖しつゝある場合でなくとも他より勸奬し、之れが走狗ともなりて其歡心を得やうとする者がある、故に彼を累犯者と雜居せしむる事は出來ない、さりとて獨房拘禁は危險の度を一層大ならしむるは治獄の道に携はつた初步の者も了解するところ、勢ひ已むを得ず初犯で罪質も異なつた而して子分關係の絕無なる者の工場に置いたのである、而してあり思慮ある且つ監獄慣れざる者が嚴正なる監督の下に〇兵衞の爪牙となりて盡力するが如きは決してない、又彼自身は其監房にありては謙抑して掃除の如き自ら進むで其勞に服し、他の手を省かんことを努めて居つた、是れ彼が人心收攬の一方法かなども視られたが決して他に惡事を敎唆する樣の風はなく、却て自己の經歷より惡事の悲慘なる運命に了ることを說き聞かせつゝあることを知つた、即ち多數の改悛者に混じては勢ひ彼も改悛を裝はねばならぬに至つたのであらふ、世にもし多數の勢力といふものがありとせば是れまた怪むに足らぬことである、去りとて吾輩は未た彼れが全然眞心より改悛したなどと信じられなかつた、由つて改悛したものと誤認して初犯者と混じたなどゝ云ふは何に

よりて說を立てたのであるが、人を誣ゆるも亦た甚だしいと云はねばならぬ、唯た處遇上の一方法としてかゝる措置を取つたのである、而かも之を以て失策であつたとは認めて居ない、恰も石が事業上にても被保護者で改良された者の宅に新たに出獄した者を止宿せしめて良い成績を得つゝありと自認せると同樣である、若し吾輩の措置を攻擊する論法を以てせば君が現に行ひつゝある方法も甚だ不都合である、出獄してまだ西も東とも附かぬ者を既に家を構ふるまでに辛抱した者の所へ同居させたら或は他の者を惡化して共に犯罪をなす機會を與へるのだと極論せねばならぬ、君以て如何となすやだ、

それから同君が監視執行について論ずる所も甚だ偏狹で手前勝手たるを免れない、即ち警察官や司獄官が出獄者の行狀視察をなすを有害無効とし之れが論證として復た一出獄者の書狀を引用して居る、其書中に警官や獄吏が猜疑の眼にて前科者たることを世に知らせたと訴へてある、成程一面かゝる事實ありとせば其者の爲には氣の毒である、しかし又社會の側からも見なければならぬのは、社會に若し何れの人か前科者たるかを絕對に知り得ざるに至らば個人間の信用が果して能く保たれるであらふか、殊に社會保安の責ある警官か危險ありと認めた場合は近隣の未た之を曉らざる者の爲に何人が前科者たるかを知らしめて豫め警戒を加へしむるは已むを得ぬことで、唯た出獄者が不便なりとの一點から直ちに警察の所爲を非難するが如きは具眼者の恥づべき所である、尤も監視方法につきては隨分當局者が顧慮しなければならぬ條件もあるが、適さ一二揷劣なる方法を採る者ありとして之を以て直に警官全體の措置を攻擊し有害無効なりと放言するは如何にも不作方なるなきか、之と同しく彼が鉾鋌は吾輩司獄官にも向つてある、

私は思ふに監獄官の方面からは出獄人の行狀視察は全然爲ぬが宜い、良い方は親ないで惡い方（再犯者）に親たが適當で又實行し易いのである、

監獄官が出獄人を視察なさんとすれば、其監獄の所在地に居住する者は之を監獄署に召喚して近狀を聞糺すか又は警察官に托して調査を爲さしむるかである、私が保護して居る出獄人も此召喚や調査に與かるのですが全然形式的のもので何も實用は致して居りません、唯た不健全なる統計材料と益は少ない殆んと無いと認めるが穩當でございましやうが、害は確かに大きいと認めます監獄署へ喚出さるゝ抔は或は警察の監視以上の害かも知れません、

出監監獄の所在地に居住する出獄人が監獄署に召喚さるゝ事實は典獄の方で見るやうなものでは無い、被召喚者に取ては頗る迷惑であるのです、警察と云ふ名さへ迷惑な所へ監獄からの呼出しと來ては一層の迷惑である、假令監獄署の召喚狀でなく典獄の氏名のみであるとしてが同じ譯です、全体斯かる出獄人等に普通用文の解讀力を有する者は殆と無い位のものですから、常に彼等が親類知友間に往復するかな交りの端書とは違ひ墨跡太々と健筆の召喚狀で顏を並べて讀むか、隣や向ふの人に讀て貰つた曉が監獄署からの呼出しといふので本人は赤面する、居り合せた者は呆然一家大迷惑をするのです、

全体此の行狀視察調査と云ふものが數科目あつて中々面倒に制定されて居ますが、本人を呼出して聞て見た所で其實は得られず、旨く喋舌る者が欄を滿たす材料を與へ寡言默行者は簡單に良否位の認知する位のものであるが被視察者に取ては迷惑多く、而して其窮境に陷ゐらする犯罪再演の原因となるの大なるとと思ひます、

良い方に就ては前述の如く中々強く追究せらるゝのに再犯再入監者に付ての勘査は極て緩漫である、

私は彼保護人の口より屢は聞く事があります、僞名、出獄人が私の手許へ參りますと刑の加重にも遇囚の緩嚴にも何等の影響が無いから過去の前科は洗ひ浚ひ自白も致します、此方からも隨分急所を突て吐かせますが四五回の前刑中には必らず二つや三つの僞名は持て居ます、而して私の手に曾て保護した出獄人の所在不明又は逃亡者から思ひ掛け無い謝罪の傳言などゝ齎らす事があつて唯今は何々と僞名して居りますと云ふ事柄は餘り珍らしい秘密事項とも思は無いのでございます、僞名で這入ても監獄官の眼は晦せますか同囚の眼は晦せません、御役人は氣が附ても事務で手數が掛るものだから報告を爲ないのですと申ます、(下略)

上の如き言は之を司獄官に對し忠告をなすならばまだ可いが、監獄に直接の關係少き、寧ろ監獄の智識を求めんとするに熱心なる學者の面前で此の如き司獄官の非をしかも誇張して喋々するのであるから監獄官吏なるものが彼の人々の頭腦に映する狀は如何であらふが、吾輩は同僚に聞ふ司獄官たるもの斯る惡罵を甘受して果して其體面を保ち得るや、否や、

又原君は刑の執行猶豫につき論及し、猶豫を申渡された者を父兄親族に監督保護させるは良くない、別に監督保護者を置くべしとの說は大體に於て同意である、之より類推して出獄者にも監督保護者を要するとは特定の場合を限りて吾輩亦た同意である、但し近時各縣に行はれ、又は行はれんとしつゝある出獄人保護の勸誘方法を口を極めて誹毀せるは抑も如何なる深意に出でたのか了解に苦む所である、吾輩の所見では出獄人は其犯人を生じたる父兄親屬又は鄉黨市町村の手で監督保護するが萬善で且つ至當であると考へる、蓋し犯罪者を生じたるが周圍の事情であつて家庭や市町村か大に責任ありとせば之れか善後の方途も其等の責任となるは明かである、尤も吾輩とても原君と同じく父兄に不所存の者あるは認めるが、之か爲め市町村長又は警察官が父兄に注意戒飾するのである、單に父兄等に放任するのではく云はゞ公共の力で監督するのである、さすれば父兄たるもの又自己が犯罪者に

對する地位を今更らながら自覺して勗めて出獄者の爲めを圖るに人後に落ちざるべく、出獄者をして幸福なる生計を遂けさすることが出來る、猶ほ其餘波として他の父兄は自己の家族より犯罪者を生せざることに心掛け社會風敎の益も尠くないのである、是等に對する詳細の意見は他日に讓りて吾輩原則としては免囚保護を府縣の自治公共團體に附托すべきを主張するのである、再ひ云ふ原君が極力之に反對する深意は了解に苦しむのである、唯た原君は斯う云ふて居る、

此の如くして刑餘者即ち犯罪行爲と排除擯斥せぬが宜いとして押付けて仕舞い、社會は一旦刑を受けた者は既に刑を受けて仕舞つたのだから罪は問はぬが宜いとして、容易く受入るべき筈の者と斷定すべくんば是れぞ社會道德に適理なるや否や、容易には首肯せられません、社會が犯罪を爲して刑を受けたものを擯斥することは良くない不德義であると極めれば、反對に今度は泥坊をして刑を受けて監獄から歸つて來れば御苦勞でしたといふやうな待遇に社會一般がなつて來たならば如何でしやう、私は此の各縣の保護勸誘の趣意に大に疑義を挿み、其方法も亦効果を疑ふものでございます、

と說の可否は姑らく惜くもこゝに注目すべきは曩きに原君が監獄官又は警察官の所爲を攻擊するに當りて、彼等が社會人に出獄者たることを知らしめ、隨て出獄者が世人より擯斥さるゝといふを慨歎した不道理であるが如く非難するは明かに矛盾である、論理の自殺である、是を以て見ても尠々たる原君の大演說畢竟些の誠意なくして、爲にする所あらんと漫りに惡罵を逞ふしたに過ぎない事が知れる、猶ほ原君は今回司法省の設けたる免囚保護奬勵費に喙を容れて、

(奬勵費が)國庫から出ることになりまして、半官立の保護所が出來た所で其事業が成立つて行くかといふ事に大に疑ありでございます、……保護奬勵費といふのが若し歐米にあるが如く一人

の出獄人に保護費として三圓とか五圓とかいふものを保護所へ御與へになるといふことになつて、私の手に來る出獄人に付て補助せらるゝといふことになりましても、私はそれを受けない考である、兎に角私は二十五年間民立事業でやつて來ましたから、私の立場としては之で往けると信じて居ります補助費を與へてやらせる方は亦やらせる方があると思ひます、と云ふて居る、吾輩も亦かゝる費用を割りて射利的の似而非慈善家に給する必要のないことを信じて居る夫よりも各地に誠實熱心眞に出獄者の善後を憂ふる幾多知名の人士がある、是等を大に奬勵する必要もあり、又それが該費目の趣旨ならんと推測をする、

死刑問題の未來を論じ併せて適用に就き望む所あり

碌々學人

本邦に於て死刑廢止論の起りたるは近年の事に屬す而て其主唱者としては先ず小河法學博士を推さざるを得ざるべし博士は其豐富なる學識を以て著書に講演に死刑の惡刑たるを說き以て世論の指導に任せらるゝ是を以て死刑廢止說と謂へば吾人をして直に博士を聯想せしむるに至る實に敬服に堪へざるなり然り而して又刑法改正案の第二十三議會に提出せらるゝや衆議院に於て代議士花井卓藏氏ありて嚴然として起て極力死刑廢止說を主張せられたり反對說の尙ほ熾盛なる現代に於て氏の如き有力なる辨論家を得たるは頗る吾人の意を强からしむに足るものなり氏の議院に於ける演說は較もすれば穩健を缺くの嫌なきにあらざれども其卓識と雄辨とを以て此大問題に就き痛快に論斷せられたるは恰も快刀からず吾人の所信世論の容るゝ所となるに至らざるは畢竟時運未だ到らざるに因る亦何の慨むる所かこれ有らんや加之改正刑法案は之を現行刑法に比すれば死刑適用の範圍大に減縮せられ死刑を擬せし箇條に於ても死刑の外最長期懲役の刑に處することを得るの規定を設けられ單に死刑を適用すべき條文は纔に二三の場合に於て之を認むるを得るのみ此點は現行刑法に比し一步を進めたるの規定なりと謂はざるべからず而して斯の如く立法者が死刑の規定を縮少せるは死刑の惡刑たるを認めたる證として考ること敢て失當なりとせんや然らば新刑法中より死刑を全廢するに至らざりしも又全然廢死刑論の失敗とのみ謂ふべからざるべし蓋し世に死刑廢止說なるもの眞せば斯の如く死刑範圍の縮少を見るべからざるならんか

ガルファロ曰く輿論死刑を廢すべしと謂へば死刑廢すも可きなりと言頗る冷淡なるが如しと雖ども其中自ら一道の條理を含蓄せるを見る而して輿論なるものは先達の士ありて之を唱へ國民の多數之に和し始めて其形式を認るに至るものなり時として國家の大問題に逢着し國民多數の意思を期せずして相一致するが如き例外なきに非ざれども通常の場合に於ては畢竟先達の指導に待つあるべし近來廢死刑說の聲漸次高まり來りたるよりして之を察するときは此問題に對する思潮の如何に變遷しつゝあるかを卜するに難からず吾人は早晩死刑廢止の實行を見るに至るべきを信じて疑はざるものなり

抑死刑の良刑に非ざることは識者の認むる所なり我立法者に於ても能く之を認めざるに非ざるも今日に於て之を全廢すことすれば爲めに國家社會に弊害を生ずるに至るべきかを顧念せる所ありて存置せる

んばあるべからず顧れば死刑廢止論は前に一たび刑法調査委員會に敗れ後に再び衆議院に敗れたり然れども一旦の勝敗を以て是非の評を下すこと勿れ失敗は固より失敗なりと雖ども勝敗は時の運にあり其說果して非なるか世論果して是なるか未だ容易に知るべからず唯各其確信する所を主張するにあるのみ又何んぞ勝と敗とを問はんや且清議往々にして俗論の爲めに勝を制せらるゝこと古今世例に乏しからず吾人の所信世論の容るゝ所となるに至らざるは畢竟時運未だ到らざるに因る亦何の慨むる所かこれ有らんや加之改正刑法案は之を現行刑法に比すれば死刑適用の範圍大に減縮せられ死刑を擬せし箇條に於ても死刑の外最長期懲役の刑に處することを得るの規定を設けられ單に死刑を適用すべき條文は纔に二三の場合に於て之を認むるを得るのみ此點は現行刑法に比し一步を進めたるの規定なりと謂はざるべからず而して斯の如く立法者が死刑の規定を縮少せるは死刑の惡刑たるを認めたる證として考ること敢て失當なりとせんや然らば新刑法中より死刑を全廢するに至らざりしも又全然廢死刑論の失敗とのみ謂ふべからざるべし蓋し世に死刑廢止說なるもの眞せば斯の如く死刑範圍の縮少を見るべからざるならんか

ガルファロ曰く輿論死刑を廢すべしと謂へば死刑廢すも可きなりと言頗る冷淡なるが如しと雖ども其中自ら一道の條理を含蓄せるを見る而して輿論なるものは先達の士ありて之を唱へ國民の多數之に和し始めて其形式を認るに至るものなり時として國家の大問題に逢着し國民多數の意思を期せずして相一致するが如き例外なきに非ざれども通常の場合に於ては畢竟先達の指導に待つあるべし近來廢死刑說の聲漸次高まり來りたるよりして之を察するときは此問題に對する思潮の如何に變遷しつゝあるかを卜するに難からず吾人は早晩死刑廢止の實行を見るに至るべきを信じて疑はざるものなり

抑死刑の良刑に非ざることは識者の認むる所なり我立法者に於ても能く之を認めざるに非ざるも今日に於て之を全廢すことすれば爲めに國家社會に弊害を生ずるに至るべきかを顧念せる所ありて存置せる

の止むを得ざるに出たるものならん果して然りとせば吾人は一歩を進めて明文に之を存せらるも其適用に廢せらるゝに至らんことを希望せざるべからず惟ふに刑法改正案全體の規定より觀察すれば現行刑法に於ける罪刑權衡主義以外に犯罪人の性格如何をも斟酌して刑の分量を定むるの精神あること歴々として之を指摘するに難からず而して從來死刑に處せられしものに就て之を觀るも其犯罪の動機は大概偶然的に出しものにして學者の所謂矯治し得べからざるものは却て此種類の犯人には殆んど無くして稀に之れありと謂ふべし其罪狀の恐るべき其心術の憎むべきものは之れ有らんも冷靜なる頭腦を以て仔細に其犯罪の原因動機等を査察するときは亦多少同情を與ふるの敢て不當ならざるなり世人が死刑を以て臨むの外他に途なしとするものも多くは其犯罪の酷虐なるに驚き憎惡の念に駈られて爾かく思惟するのみ惟ふに人の性情は夫れ猶水の如し其平靜なるの時に當りては洋々として一碧鏡の如きも一たび暴風起りて之に加ふれば狂瀾怒濤澎湃として空を打ち船舶を覆すに至る然れども一旦鎭靜に歸すれば再び一碧の洋々たるを見るべし猜疑嫉妬憎惡等の風雲先づ動き良心の燈明臺其光明を隱し制止觀念の舵機一たび摧折せらるれば胸中の狂瀾怒濤愈其勢力を增長し來り遂に自らも豫期せざる大罪を犯して憚らざるに至る固より常識を以て之を見れば其暴惡到底尋常人間の爲し能はざるが如き行爲と思考せらるべきも犯人其當時の心境よりせば一種の低氣壓に制せられ勢の然らしめしものゝわらざらんや是れ人情機微の間に存する關係にして人世の辛酸を嘗めたる人にして始めて與に語るを得べき所なりとす此種の犯人は縱令現行刑法の下に於て死を許し難しとするも其行爲の暴惡憎むべきを見て必ず矯治し得べからざるものと速斷すること勿れ改正案に於ては犯罪と刑罰との均衡をのみ標準と爲さず犯人の性格如何をも考量すべきものとせば法律が死を以て擬せし重罪犯人中苟も矯治し得べからざる一種の犯人と認め得べきもの、外は可成死刑を適用せず最長期の自由刑に處するを以て適當と認む此觀念を以て刑の適用を行ふとせば實際此刑に處すべき犯人は殆んど無くして稀に見るに至るべし斯

の如くにして吾人は改正刑法の下に於ても死刑は之を明文に存するも之が適用に廢止するに近き結果を得んことを希望して息まざるなり是れ吾人が改正案に關し新なる一個の希望として玆に識者の一考を請はんと欲する所なり

講演

○刑罰法規と監獄（五月五日本會總會に於て）

花井卓藏君

閣下並に諸君、私は今日本會に列するの光榮を辱うしまして、而して何か一場のお話を諸君にすべく命せられたる光榮を喜びまするとも同時に、實は餘り突然のことであつて、而して全く知識と經驗とを有せざる者でございまするからして、實は頗る迷惑に感じて居るのであります、併ながら外ならぬ監獄のことでございまして、諸君とは全く趣を異にしたる關係を有して居る私でありますから、御承知の通り私は辯護士を業務と致して居りまして、殊に刑事の辯護と云ふ方に對しまして總ての取扱を致しまして今日の生計を保つて居るのでありますから、言はゞ監獄には大變に私の恩人が居るのでありまするとも云ふことは如何にも不親切のやうでありまするが、實は全く何も存せぬのであります、唯今まして頗る益する所がございました、實は是丈を拜聽すれば諸君の此會に依つて得られる所の利益は

充分であらうと存じます、茲に無經驗なる私がお話を致すと云ふことはさぞ御迷惑であらうと存じます、實は講演者自身も至極迷惑に感ずるのであるが、何か申さなければどうしても此所を退く譯にはいかぬ、自由的の監禁を受けて居るやうになつて居りますから一言お話をしやうと思ひます。

私は刑罰法規と監獄と云ふ事柄に就きまして素人としての意見を一言述べたいと思ふ、申上げるまでもなく刑法は犯罪に對して刑罰を科する所の法規であつて、而して此法規に基いて刑の宣告を致しまする者は裁判官である、而して其宣告に依りまして刑の執行を致しまする者が司獄官である、故に言葉を換へて云へば刑の言渡は形式であつて刑の執行は實質である、刑法の要求する目的は刑の宣告に依つて貫徹するにあらずして刑の執行に依つて初めて貫徹するのであるからして、實は裁判官裁判所と云ふやうな區別はございますけれども、私の眼を以て見ましたならば、裁判官は形式の監獄司獄官と云ふやうな區別はございますけれども、私の眼を以て見ましたならば、裁判官は形式の言渡を爲す者であり裁判所は形式の言渡を爲す機關である、而して司獄官は實質上の裁判を爲す人であり監獄は實質上の裁判を爲す所の機關である、斯樣に見るのが當然であらうと思ひます、此の如き次第でございますからして所謂刑法をして力あらしむる責任は裁判官より又裁判所より寧ろ繁つて監獄並に司獄官の双肩にあると云はなければならぬ、其任務頗る大なりと私は信ずるのであります、申すまでもなく犯罪の社會に存すると云ふことは國家の不祥でありまして、喜ぶべき現象では決してないと存じます、監獄に關する或書籍を繙いて見ましたところが、社會に犯罪の發生するは其國の貧弱なるよりも尚は憂ふべきである、恐るべきである、何んとなれば是等の人々の爲に國家が消費する所の費用の多額なるを見ても如何に憂ふべく恐るべきことかを推察し得られると云ふことが書いてございましたが、誠に尤のことゝ私は信じます、何事も繁昌と云ふことは喜ぶべきことでありまするが、一番憂ふべき繁昌は監獄の繁昌であらうと思ひます、總ての事業は發達進歩の曉に於ては繁昌の極點に達せむことを望むのでありますが、監獄に於きましては發達進歩の絕頂に於ては極めて不繁昌なるを望むのが監獄の目的であると信じます、國家並に良民が國家の爲の費用ではなくして良民の爲の費用ではなくして多大なる費用を使はなければならない此監獄行刑の局に當らるゝ方は勿論のこと國家政府の責任としても如何に犯罪なるものを防遏し而して此の如き費用を拋つことの少なくなることを期さぬければならぬかと云ふことは諒とし得られることゝ思ふ、刑の執行の目的は勿論犯罪を防遏することにあるに相違ない、累犯の發生を防ぐにあるに相違ない、而して犯罪を防遏する累犯の發生を防ぐと云ふことに依つて現に刑を受けて居る者に對しては、如何なる方法を執つたならば彼が再び罪を犯すことを防ぎ得るであらうか、又未だ罪を犯さゞる者に對しては既に犯せる囚人の有樣を見て、如何に罪を犯したる結果の恐ろしさよを感せしむる、即ち個人に對して又一般に對して犯罪防遏の目的を達すると云ふ事柄は監獄の目的にして而して刑の執行の目的にして、結局刑法の目的に相成ることゝ思ふ、此目的が貫徹し得らるゝ曉に於きまして茲に初めて監獄の能事終り裁判の能事了ると云ふことに相成ることゝ信ずるのであります、此大責任を有せらるゝのが即ち諸君でありますからして其任務の重んずべからざることは云ふまでもなきことであると思ふ、監獄は犯人を歡迎するの門では勿論ない、能ふべくんば監獄の庭には蓬秀でゝ漸々と云ふ有樣になつて、草と荊棘を以て極めて人の出入のなきことを證明するやうに相成らねばならぬと思ふ、監獄は犯人歡迎の門にあらずして犯人拒絕の門であらうと私は考へて居るのであります、古へより地を畫いて獄と爲すも人の之に入らざるを欲すると同じで、畫かれたる獄舍にあらずして造られたる獄舍である、畫かれたる獄舍と雖も我々は之に入ることを欲しない　況んや造られたる獄舍に於てをや云ふ感想を諸君の力に依つて各人の感念の上に懷かしめて而して犯罪の知るべく其制裁の恐るべき信念を一般の人に感知せしむるやうに致さなければならぬと私は思ふ、刑の執行は刑法の根本義であつて、而して刑を執行せられたる曉に於て個人並に一般に對して刑法の要求せる所のものは唯今私が申上げました如く之を歡迎の門とは心得ずに之を

拒絶、門と心得るやうに一般に打込むと云ふ事柄が最も大切のことであらうと思ひます。

此の如くに論じ來りますと誠に裁判所と云ふものは價のない者ばかりであつて、若し諸君の如き實質上の裁判に從事せらるゝ裁判官なかりせば、形式の裁判所形式の裁判官の爲したる刑の宣告は無意味に歸すると云ふ丈は極めて明白であつて素人と雖も理解し得るのであります、斯樣な任務を有せらるゝ諸君でございますからして其局に當られての苦心經營と云ふことはトラモ我々局外漢の筆舌に能く盡し得らるべきでないと思ふ、此目的を達するに就ては如何樣なる方法が最も完全であるか、如何樣なる手續に於て行ふ事柄が最も目的を遂行する上に於て良き手段であるかと云ふやうなことは學術の上に於て御實驗の上に於て固より御承知のことゝ存じまするけれども、十人十色の犯人に對して一律を以て刑の執行の目的を達することは困難でありますからして、甲乙丙丁の人々に依つて或は其身體精神の上より之を觀或は其犯したる罪の種類の上より之を觀或は犯人の氣品若くは性格の上より之を觀、或は社會に於ける地位の上より之を觀、其他職業の有無とか教育の有無とか云ふ事柄に就て仔細なる審査を各人毎に遂げて如何にせば言渡されたる形式の刑を實質的に執行して彼をして再び罪を犯さしめず、而して又之に倣はむとする者の犯罪を防遏し得るやにまで進んで御研究にならなければならぬのでありますから、幾百幾千の囚人をお取扱になる方々の任務は輕からざると同時にナカ〳〵容易ならぬものであると私は信ずるのである、今日實際左樣にまで行はれて居るや否やは私存じませぬけれども左樣に行はるべきが當然であらうと思ふ、人の足らざるが爲に完全を期すること能はずと云ふならば國家は人を足して此目的を達せらるゝと云ふのではない、囚舍に繫いでさへ置けば刑の執行の目的を達せらるゝ方々の數の少なきを見て此感を强ふる致して居るのであります若し此點に就て御同情を得ることが出來ましたならば、國家の爲め刑法の力を發揚する所以の上に於て諸君は其實驗上得られたる材料を以て當局に相當の御要求あつて然るべきかと信ずるのであります、犯罪には種々樣々の原因がある、此點に就きましては當局の實驗上より得たるところの事も少なからぬのであります、或は精神機關の點よりして犯罪を致す者もあり、或は遊惰の習慣より犯罪を爲す者もあり或は貧窮の生活に餘儀なくされて犯罪をする者もあり、或は痴情の結果罪を犯す者もあり或は親孝行の爲に罪を犯す者もある、是は餘ほど變な犯罪の原因であるが事實は確かにあるのである、而して最も大いなる罪を犯す者に至りましては世の中が嫌やになつたと云ふ一種の厭世觀よりして犯罪の動機を造つて居る者もあるのであります、又犯罪なる感念を有せずして犯罪を爲す者もある、例へば國事犯の如きものであります、其他色々研究致しましたならば數限りございますまいが、極めて完全なる素養ある人にして精神身體に何等の關係なくして犯罪を爲す人の其の犯罪の原因を尋ねまするに唯今申上げたようなものが先づ多數を占めて居るのであります、而して身體精神に異常ある者の犯罪に至りましては所謂精神障碍、精神耗弱と云ふが如き者がございますけれども、是は法律の問はざる所でございますからして茲に申上げる必要はない、斯樣に犯罪の動機と云ふものが幾つも數があると云ふことが定まりましたならば、前に申上げました事項以外に又各人各個に就て、彼等の犯罪の原因は是で此點に向うて効果のある刑の執行をしなければならぬと云ふが如くにまで進んで研究しなければならぬ、又法律の上に於ては精神耗弱者くは精神障

各人に就て仔細なる研究を遂げて各人各個に對して執行の料理鹽梅をすることに由て初めて此目的が達し得られるのでありますからして、私の信ずる所に依れば監獄制度の今日此目的を達するに就て諸君の滿足を買はるべきほどに十二分に發達して居るや否やに就ては寧ろ懸念に堪へない、それは現行の監獄則を繙いて見て頗る危險の感が起るのである、又現今司獄の事に干與せらるゝ方々の數の少なきを見て此感を强ふる致して居るのであります若し此點に就て御同情を得ることが出來ましたならば、國家の爲め刑法の力を發揚する所以の上に於て諸君は其實驗上得られたる材料を以て當局に相當の御要求あつて然るべきかと信ずるのであります、犯罪には種々樣々の原因がある、此點に就きましては當局の實驗上より得たるところの事も少なからぬのであります、或は精神機關の點よりして犯罪を致す者もあり、或は遊惰の習慣より犯罪を爲す者もあり或は貧窮の生活に餘儀なくされて犯罪をする者もあり、或は痴情の結果罪を犯す者もあり或は親孝行の爲に罪を犯す者もある、是は餘ほど變な犯罪の原因であるが事實は確かにあるのである、而して最も大いなる罪を犯す者に至りましては世の中が嫌やになつたと云ふ一種の厭世觀よりして犯罪の動機を造つて居る者もあるのであります、又犯罪なる感念を有せずして犯罪を爲す者もある、例へば國事犯の如きものであります、其他色々研究致しましたならば數限りございますまいが、極めて完全なる素養ある人にして精神身體に何等の關係なくして犯罪を爲す人の其の犯罪の原因を尋ねまするに唯今申上げたようなものが先づ多數を占めて居るのであります、而して身體精神に異常ある者の犯罪に至りましては所謂精神障碍、精神耗弱と云ふが如き者がございますけれども、是は法律の問はざる所でございますからして茲に申上げる必要はない、斯樣に犯罪の動機と云ふものが幾つも數があると云ふことが定まりましたならば、前に申上げました事項以外に又各人各個に就て、彼等の犯罪の原因は是で此點に向うて効果のある刑の執行をしなければならぬと云ふが如くにまで進んで研究しなければならぬ、又法律の上に於ては精神耗弱者くは精神障

碍の犯罪者は問はざることに規定されてございますけれども、今日の裁判の實際の上に於きましては全く是は程度の問題でございまして、私が司獄官の知己の方々より承つて見まするに、どうも彼を精神障碍と見ないと云ふやうなことを承つたこともございまするし、或は又之を取扱ひたる精神病專門の醫者曰く、どうも彼を精神障碍と見ないと云ふ事柄は實にヒドイ法律の事は裁判所が精はしいか知らぬけれども精神に異常あるや否やと云ふことは我々の專門である、又司獄官は曰く我々は醫師でないが朝夕彼に接して彼の有樣を見て居るが一見して分る、裁判官は卓を隔てゝ氏名職業住所年齡を問ひ犯罪事實に對して訊問をする、彼が犯罪事實に對して答をしたならば、是で精神が確かな者であると見るは大なる間違である、精神錯亂と雖も固より偏質狂の如きに至つては缺間の存する所が固着妄想のみであつて、固着妄想以外のものは極めて健全なるものに見へる、精神錯亂の曉人を殺ろしたのでも殺ろした人も殺ろした方法も記臆して居ることは幾らもある、けれども其動機は何れに存するかと云へば一種の偏質狂で固着せる妄想が此罪を犯さしめたのであるが、固着せる妄想が罪を犯さしめたと云ふことゝ、殺ろしたる事實を記臆して居ることゝは區別がある、記臆して居れば確かであると云ふ考を持つて居る、故に同じく諸君の從事さるゝ監獄には必ず精神錯亂者が所謂形式の裁判を受けて諸君の實質の裁判として執行されて居る者があると思ふ、現に私が聞いて居る事實談にもあるのである、斯樣な者に對して前に申上げましたやうな事項、唯今申上げたやうな犯罪原因以外の尙ほ斯樣な者は如何にせば刑の目的が達し得らるゝか、無能力者に對しては夫々刑の目的は達し得られぬものであるから行刑の上に於て如何樣なる方法をしたらよいか、而して之が病を治し健全體にした曉に於て前非を知らしめ判決の事實を知らしめ、縱令固着妄想の結果とは申しながら斯る犯罪を爲したることの恐るべく愼むべき事柄を知覺せしむるは如何なる方法に依つたら宜いのであるかと云ふが如きことまで諸君の任務は及ぼさねばならぬ、往々にして間違つたる裁判がある故に諸君の職責の幅員が擴つて來て居る、御迷惑とは申しながら受取りて獄囚と相成りました以上は諸君の支配に屬するのであるから何んとかなさらなければならぬ、期う云ふ任務さへも負はされて居られる方々でありますからして、局に當らるゝ方が所謂實質上の裁判官たるお心得を以て而して刑の言渡をして效力あらしめ、刑法をして效力あらしむる眞の任務をお執りにならむとするに當りましては、申上げる事柄は甚だ潛越でございますけれども、實際の經驗は最も重んじなければなりませぬけれども　監獄學理の講究と云ふことも亦忽せにすべからざることを私は信じます、以上は私の唯だ一の意見として監獄は實質上の裁判所なり司獄官は實質上の裁判官なり、斯う云ふことを申上げて、其任務の輕からざる所以を述べ而して殊に從はれる方々の職責の大なることを申上げたるに過きないのであります。

次に申上げて置きたいのは是は少々私の口よりは申上げ惡くいことであり或は諸君のお叱りを受けるか存じませぬが、實質上の裁判官以外に諸君は刑罰法規の上に於ては實質上の立法者とならなければならぬと云ふ意見であります、刑罰法規に就て實際の利害得失を御講究になつて居るのは諸君以外には誰人もないので他は眞に机上の空論を闘はすに過きないのである、所謂自由刑と云ふものは如何なるものであつて、而して自由刑を行ふ方法は如何なるものである、而して其得たる利害は如何樣な鋼がよいとか懲役がよいとか若くは自由刑の中に就ても某々の犯罪に付ては幾年某々の犯罪に付ては幾月と云ふが如く刑の量定をする事柄は、此種の犯罪は是でよかりさうである、彼種の犯罪は彼れては足らないと云ふが如きは實驗上より得られたる諸君の知識が立法上大なる助をしなければならぬし、立法者は又喜んで之を迎へなければなるまいと思ふ、何んとなれば刑罰法規の最後の目的は刑の執行であつて、而して刑の執行宜きを得たるや否やと云ふ事柄は詰り裁判の有效なりしや否やに歸着

して、進んでは刑法の目的を達し得るや否やと云ふことにまで參るのでありますからして、此要求は立法者が諸君にしなければならぬ、要求なくとも諸君が進んで是等の問題に對しては立法者に要求をなさるべき權利もあれば責任もあると思ふ、寧ろ諸君以外に誰人も發言の權利はない、商法を制定するに當つては實際家の意見を求むるは實際家の知識にあらざれば其利害得失を明かにするに由なきが故であります、刑法を制定するに當りては實際家の意見に依ること尚ほ商法の實際家の意見に依るが如くしなければならぬ、偶々實際家として列する者は何人かと云へば我々の如き辯護士である、ところが辨護士は能く知らない、窓から見へて音容に接するので內部のことは能く知らぬのである況んや僅かに十年か二十年の間の實驗でそれも既決囚人に至つては全くない、刑罰法規を制定するに當つて最も耳を信さなければならぬは司獄官の意見である、如何に法律が立派に出來ても司獄官が是では重過ぎる是では輕過ぎる、斯う云ふ所までやつても目的を達し得られないと云ふ意見が多數であつたられそが即ち刑の量定に關する確乎動かすべからざる主義と相成ることゝ信ずる、即ち此點に對し總ての刑罰法規の實質上の立法たる責任を諸君は有せらるゝのであらう、何が故に此の如き問題に關して諸君の意見を迎へないのであるが、或は迎へて居るか知れませぬが……何故に司獄官の意見に耳を傾けないのであらうかと云ふ事柄を諸君は必ず憤慨されて居られるであらうと思ふ、私は監獄の道に於きましては何等の得る所はございませぬ、眞に監獄は趣味ある學術であつて少しく研究して見やうと思ひまするのは近く數月前に於て小河博士に接しまして其感を聊か深からしめた、之に由りまして監獄に關する所の二三の雜誌を讀んで見た、其中に監獄協會雜誌の刑法號と云ふのがあり、可なり厚い物であるが全編系く通覽致しました、誠に讀んで見ると御議論の中には服し難いものも隨分澤山ございますが、行刑實際の利害得失の上に於て刑法を改正する曉に於ては最も多大の注意を拂つて承らなければならぬ點がいくつもある、諸君が重しと見られる點に於て私は甚だ敬服せず輕るしと見られる點に於て最も注意を拂ふものがいくつもある、併ながら是は刑法には一つも現はれて居ない、何が故に現はれて居らぬかと云へば諸君の實質上立法者たるの叫びか或は足らなかつたのではないかと思ふ、司獄の任務の重き所以而して其職責は實質上の裁判官である所以進んでは實質上の立法者である所以を鼓吹されるに於きまして今一層の御注意がございましたならば確かに諸君の目的を達し得られたであらうと思ふ、諸君の目的の達し得ることは取も直さず刑法をして力あらしむる一大材料に相成ることであらうと思ふのであります、私は之に多少の論を有して居りまするけれども、諸君の最も熱心に主張される所のものは二つある、即ち最も大いなる問題の中に刑法の改正が行はれたならば必ず採用して貰はなければならぬ行刑實際家の眼よりしたならば是が即ち刑法改正の根本義であると云はれるべき問題が二つ程あるのであらうと思ふ、其一つは累犯者に對して條件は刑の延長の規定を設けると云ふことでございませう、又其一つは未成年者に對して不定期刑の制度を設けると云ふ意見でございませう、私共は實際家でないから是は非常なる制限を設くるにあらざれば贊成せざる者でありますが、併ながら局に當られる方々が熱心に此二つのものを主張される所以は多年の御實驗上斯くするにあらざれば累犯を防ぐ能はず、斯くするにあらざれば幼年者を遇する能はず隨つて彼等に對する刑の目的を達することが出來ないと云ふことは尚ほ實驗せられつゝあることに相違あるまいと思ふ、而して此の如き制度は歐羅巴諸國に於ても採用して居るのである、我邦に於て局に當らるゝ諸君之を叫ばれ而して法律之を容れざる所以は何んである、甚た失禮な言葉であるか存じませぬが、此點に於ては確かに日本の立法府は諸君に不信認投票を爲したるものと云つてもよいのである、諸君は不信認投票で我慢なさるか知れませぬが、併ながら眞の國家の目的眞の法律の目的から考へましたら諸君の不信認投票は適法なる投票にあらざる故に或は異議を申立得るかも知れぬと思ふのであります、司獄官と云ふ者を輕んずる譯ではございますまいけれども、併ながら耳を傾けることの他に比較して輕き

所以のものは何んであるか、此所更に一段の御奮發があつて然るべきではあるまいかと思ふ、御馳走になりに罷出まして諸君の不信認投票の叫びなど致しまては相濟まぬ譯でございますが、併ながら是は人の不信認投票の叫びであつて法律の神國家の神は信認投票を致して居るのでありますから差引を付けて良き方にお取り下されむことを望むのであります、以上述べました所は諸君は刑罰法規の上に於ては實質上の立法者たらざるべからず、而して今此點に於て多少の蟠りあり此蟠りを排除して進んで此地位を獲得することに力められることが必要である、現に機關は本會の如き立派なるものかございまして、意見は雜誌に依つて發表されて、間接に直接に諸君の意見は世の中に唱へられて居るのでありますから、今一段の御奮發がございましたならば此位地をも獲得し得らるべきことゝ信ずるのであります。

次に申上げたいと存じまするのは、諸君は實質上の裁判官であり而して實質上の立法者であり而してそれ以外に尚は重大なる任務を法律が授けて居るのである、改正刑法の上に於きましては大赦特赦の復權減刑の規定は削られましたが、之を削りました所以は此制度が無くなつたと云ふ譯でなく、憲法の大權事項として嚴然存在して居るから刑法の規定中に設ける必要はないと云ふに原因したので、大赦復權のことは申すべき必要ありませぬから申しませぬが、特赦減刑と云ふ事柄は確かに大權事項には相違ございませぬけれども、併ながら大權の發動の源泉は諸君がなさるに違ひないのである、彼を特赦し彼を減刑する大權は天上より落來るものではない、諸君が各囚に就て十分の調査を遂げられたる證言が天聞に達して遂に代つて大權となつて發動し來るのである、實質に於ては大權發動の源は諸君にあるのであつて實に輕からぬ任務を有せらるゝものと言はなければならぬと思ふ、又現行刑法にも改正刑法にもございますが假出獄の制度がある、刑期の幾分を過ぎ去りまして犯人の改悛著しき時は假出獄を許すと云ふ制度が立てられてある、是は大權事項を刑法より削去つた以上は此行政事項も刑法より削去るが當然と思ひますが、如何なる譯か殘つて居る、殘つて居らうと居るまいと兎に角假出獄制度なるものは何れの法律かに於て認めなければならぬものであります、而して此假出獄の制度、此行政權の發動は誰がするかと云ふたならば、諸君が直接になさるのではございませぬけれども改悛の情あるや否やを認める丈の權能は諸君にあるのである、若し囚人にして巧に假面を冠りまして諛言佞辭を以て諸君に對し終に假出獄の恩典を蒙むるやうなことになりましたならばどうなりませうか、是は恐るべき結果を生ずると思ふ、又其爲人や頑强にして諛言佞辭を呈せずと雖も其眞意を問へば眞に悔悟をして居るが言動の上に其實を現はさないからと云ふて此恩典に浴せしむることを爲さなかつたら其弊や如何でありませうか、此鑑別をして完全に最も善良に假出獄なる行政權の發動を爲さしむべき源を爲す責任は諸君にある、此點に於きましては確かに諸君は實質上に於て行政權發動の源を爲さるゝ關係になるのであります、誠に之も亦輕らぬ任務であると信ずるのであります、先刻も申しましたが不定期刑の制度が採用せられ累犯者に對する刑期延長の制度が採用せられたる曉に於ては諸君の任務は是は實質上ばかりではありませぬ此二者に對しては形式の上に於ても確かに裁判權を有せられるのである、さうして自由に刑の伸縮をなさるゝのである、嚴格なる意味に於ては裁判以上の裁判力を有せらるゝのである、一旦言渡したる裁判を自在に伸縮增減さるゝ事柄に相成るのである、當局者或は此の如き權能を諸君に授くるのは危險であると云ふ考で此制度を採用しなかつたかも知れない、實は今に於て恥入つて居りますけれども私も確かに其論である、一二の最も不完全なる監獄を見最も不親切なる獄吏に接して小河君にも申しました、事務官は司獄官の報告を見て完全と云はれるが、ナカ〳〵報告通り行つて居ない所もあるからと現に告白して反對したのでありますが、段々考へますとそれは僅かに一二さう云ふことがあつたからと云つて全體を批評する譯には參りませぬ、實は甚だ言過ぎたと悔ひて居ります、兎に角斯う云ふ次第で素人の眼から見ましても恐らくは諸君ほど任務の大な

る者はあるまい、刑法の上から見れば實質上の裁判官であり立法の上から見れば實質上の立法者である、それから又或時は大權發動の源を爲し或時は行政權發動の源を爲す、而して二つの制度を採用せられし曉には裁判官以上の裁判權を有せらるゝことになる、其他茲には申しませぬが、或意味に於ては監獄を教育學校と見れば確かに諸君は教育學の講座を受持たれて居ると云つてよい、又監獄を病院と見ましたならば、諸君は此病人を診療し投藥せらるゝ所の醫師とも見るべきでありませう、或は監獄の目的は犯罪の懲治のみではない、刑期了りたる後に於て良民として自由生活を營ませる丈の途を講究しなければならぬ、所謂免囚保護なぞと云ふ問題にまで幅員を擴げる點に於きましては或は狂人の補佐人若くは後見人と云ふやうな資格をも御迷惑ながらも受取にならなければならぬのであります、斯う云ふ重大なる責任を有して居られる方々は我々の如き囚人を思人と心得て居る者から較べますれば實に天地霄壤の差があるのであります、此結果は詰り國家をして社會に犯罪の發生するは國家の貧弱なるよりも憂ふべきものである恐るべきであると云ふ斷定を下さしめ、刑法は人を罰せむが爲に設けたる法にあらずして犯人の起らざることを欲するが爲に設けたるのであると云ふ理義に副はしめむが爲に任務を完うせらるゝと云ふことは實に大變な責任でありまして唯獄吏稅吏などと云ふ者は古への詩人の謳ひたる如く大變貴くないやうな難有くないやうではございますけれども、今日の制度の上から申しますれば是ほど貴く難有く而して重大なる任務を有される方々はないであらうと思ふのであります、それが此實質上の裁判官たり、實質上の立法者たり、實質上の大權發動の源を爲す者たり、行政權發動の源を爲すの人たり、而して或場合に於ては裁判官以上の裁判權を有する人たり、病院の醫師たり學校の教師たり、出獄以後の保護人たり後見人たりと云ふ事柄が一體監獄學の上にあるかどうか知りませぬけれども、素人の考ではありさうに思はれる、是がありとしますれば諸君に對しては大なる俸給を拂つて而して又許す限りの好遇を致すは當然と存じますけれども、それはどうも私には如何ともすることは出來ませぬからして、之を實驗上にに現はしになりましたならば諸君が招かずとも必ず諸君の頭上に祝福が來るであらうと信じます、是が私の素人觀の刑罰法規と監獄との關係の一節であります。

終りに少々自分の意見を述べて置きたいと思ひます、是はどうか諸君に是非所謂實質上の立法者としてお叫びを上げて戴きたい爲に私の方から御依頼申すのでありますが、最も遺憾に堪へぬ點が玆に一つある、先刻諸君のお叫びになつたものより大いなる問題であらうと思ふ、死刑廢止の斷行されざりしこと、無期刑廢止の斷行されざりしことであります、死刑のことは既に議論に盡して居ると思ひますから申上げませぬが、無期刑廢止のことに關しましては最も心外に堪へないのである、或は極論をしたならば是が廢止されなければ刑法は改正しなくても宜かつたらうと思はれる位である、此に於て私は諸君をお恨み申す、行刑實際家の叫びとして死刑と云ふものは監獄内に於て絞首すと云ふ規定丈を執行されるのであるからして、是は行刑實驗の責任者として或は諸君にないかも存じませぬ、併ながら自由刑を執行する責任は諸君にあつて又之に接することが無期刑に於て最も長きを感せられる方々であらうと思ふのである、然るに此叫びが我々の後援を爲すこと能はなかつたは、唯今申上げる通り私は唯机上の論者である、所が行刑實際家は實驗に於て無期刑の惡刑罰であることを證明して居ないではないかと言はれると私は一言もない、學術上の論としてもモー問題にはならない、珍らしい論でも何んでもない、諸君の書かれる此監獄協會雜誌に於ても明治三十四年以來二三の人が唱へられた御論も拜見して大に自分も得る所があつたが、是は我邦で初めて起りし論でなく歐洲諸國でも刑法學者の口から出ては居りませぬが、行刑實際家の口からは盛んに唱へられて居る議論である、それのみならず我邦の沿革の上から考へましても實は死刑と云ふものゝ存在すると云ふ事柄は暫く措いて、所謂死刑の中に就ても

最も極刑であつた火刑とか鎖引であるとか磔刑とか梟首と云ふやうなもの丶廢せられると同時に廢されなければならぬ無期刑である、無期刑の濫觴は流刑にある、流刑と云ふは所謂遠島である、自由刑の遠島と云ふものは火刑や梟首と同樣の道行に於て廢されたのである、生命刑は死刑なる名義に於て存在して居るが、併ながら火刑や梟首は廢された、自由刑は良き自由刑に於て存在して居るが、併ながら遠島の如きものと共に長へに存在すべき性質のものでない、丁度生命刑の火刑や梟首と自由刑の遠島と同じ線が引けると思ふ、前申しました火刑、梟首、是から導かれた自由刑無期刑、取も直さず遠島、是は削去らなければならぬ性質であるに、其型を引いて居る無期刑が今に尙ほ存在して居る、是は一體刑罰法の理論に適したる沿革を有して居るものではない、多少其意味もありますが、多くは荒蕪の地とか云ふ所へ犯人を送つて之を開發せしめて而して國力の一端に供しやうと云ふ一種の政治的經濟の理由に出て居ると云ふが歐羅巴に於ける遠島の歷史であるかに心得る、我邦の如きに至ると全く極端なる驅逐主義でありまして、犯人は人類と見られない、全然離隔して犯人國と云ふ國に棲息せしむべきである、人を殺ろし人の財物を取りとても是は普通の人間でないから島も通はぬ八丈島に送つて全然遠ざけて仕舞ふべきである、斯う云ふ感想で、之を化すれども變せず之を導くとも治せず、此に於てか刑を用ゆると云ふので島往生の如く科せられるものと極めてある、凡そ人民に二種類あり化する良民、化せざる犯人とあつて、即ち化せざる國に送ると云ふ主義から遠島の主義が幕政時代に化する良民、化せざる犯人とあつて、即ち化せざる國に送ると云ふ主義から遠島の主義が幕政時代に出來て居つたと申ふ、極めて極端なる驅逐主義であつて、犯人は性格の上から見てどうしても改過遷善せしめ得べき道はないと云ふ考から起つた性質のものであるやうに記臆して居るのであります、故に此の如き主義は進歩しても法理論と兩立すべからざることは論を俟たないのである、私は死刑の存置には大反對であるが、此無期刑の存置に至りましては死刑の火刑や梟首を除きたる今日に於て自由刑の無期刑を存するは甚だ不權衡極ると信ずる、諸君が實際此無期刑の者に接して得られたる經驗

は果して如何であらうか、刑法學者の口より承つたことはございませぬが、諸君などの方で御印刷になつた書物で慥かあらうと思ひますが、タラックの獄制意見と云ふやうな書物であるとか或は英吉利のモリソンの書いた犯罪原因論と云ふやうな司獄の局に當つて居る人の書物を讀むと、理論は暫く措いて無期刑の刑として効力のないことは確めて居る、流刑の如きに至つては兇惡の心を益々助長し其處分あるや忽ちにして精神病者となり自殺するやうな者があると云ふやうな事柄が書いてある、甚しき一節としては斯う云ふやうなことが書いてある、或富豪の倅がふとした事で一人の女を殺ろした、其父なる者が何か運動して死一等を減じて貰ひたいと云ふので倫敦に參りまして獄務に從事する人々に面會して目分の倅は斯樣々々になつて居るがどうか死一等を減じて老後の安心をさして貰ひたいと云ふたところが獄吏曰くそれは誠に尤であるが兎に角終身囚の實際を見たらどうか、之を聽き之を見たる父は宜しうございます運動はモウ止めます、可愛い自分の子であるから一思ひに苦痛なく殺ろしてやりたうございますと、朝起るから寢るまで、眠て夢にまで此絕望の感念を描かしめて夢にも現にも一道の光明のないと云ふ事柄を自覺せしめて日々刻々に死刑を宣告すると云ふことは如何にも親どしても忍びない、長い間毎日生命を取るよりはいつそ一思ひに殺ろしてやつた方が親の慈悲でございますから此運動を止めますと云ふたと書いてある、兇惡なる者は自暴自棄で之をやるのである、柔順なる者は果敢みも病人になる、痛苦の中に改過遷善の道を開くと云ふ刑罰の目的は此の如きものにどうしても達し得られぬと云ふことは論を俟たない話である、理屈は澤山申上げませぬ、私は確かに刑法にある通り二十年の有期刑は無期刑に代る良刑と改正刑法が明言して居るのである、即ち無期刑に處斷すべき犯罪は二十年の時效に依て其罪を消すと云ふことが書いてありますからして捕はれて社會より離隔されて居る者でも此社會に遺忘を持たして其刑を完了せしめて宜い、法律から云へば時效などと勿體振つたことを云ふが時效は法理論でも何んでもない、全く一種の刑事政策であつて、刑事政策でも

餘り良い政策でないと思ふ、兎に角離隔二十年其罪免す、之を以て有期刑に代へましたならば矢張一道の光明はある、こゝで十分改悛して其實を現はしたならばまだ若いから五十位になつたら出られるであらう、年は取つて居るが假出獄の恩典に浴し得るであらうと云ふ考を起して兎に角死ぬるまで出られないと云ふのと長くはあるが出得べき一道の光明があると云ふ事情は確かに違ふのであります、さうして此年限間繋いで居つたならば、其間に犯罪の性質若くは犯罪の原因等に依つて其人自身を研究しましたならば確かに精神上苦痛である、實に此の如き惡事を爲して被害者に濟まないと云ふ樣な感念が日夕に起きてそれが進行するに隨つて全くの良民になる其者を世の中に出せば一人の惡人を亡ぼして一人の良民が代つて出るから、所謂人類經濟の上から云ふても得失相償ひ、少くも人物の統計の上で差別がない、是は理屈から云へばいくらも申上げられますが、さう申上げないでも分ると思ふ、之を茲に申上げる所以は今の司獄官は唯今申上げました如く大任務を有せられて居らるゝ上に尙ほ此刑としては實に不面目極まる而して最も効顯のなき無期刑終身までも御迷惑ながら引取つてお世話なさつて居るから又任務が一つ殖へて居る、此點に向つて如何なる御研究があるかと云へばない、あるべき筈がない、此點に於て見ると行刑官多年の實驗上行刑の結果何等の得る所なし、何んとならば絶望したる囚人自暴自棄の念を起したる囚人、如何に司獄官と雖も奈何ともすることは出來ない、故に曰く何等の論なし是が即ち大なる他日無期刑廢止の立法上の動機となるので諸君の實質上の立法者たる地位を得られる一番大切のことになるから諸君の議論が必ずそこに歸一せねければならず國家の法律もそこに歸一せねければならぬと私は信ずるのでありますから、何卒無期刑囚を御收容なすつて居らるゝ方々は之に對して一層の御研究を遂げられ、御研究の結果何等得る所なしと結論の分つて居ることを事實に現はして戴きたいと思ひます、謹んで會頭閣下并に諸君の健康を祝しまして素人の管見を御清聽下されたことを深く謝する次第でございます。（拍手起る）

寄書

○時事漫言

片子

●二階堂氏の監獄の疾患統計に就て述べられた希望は何人も異議はあるまい、中央集査が行はるゝならば至極幸福である、吾輩は三十六年に監獄局から統計課を分割して庶務課に隷屬したのは何の看る所ありたるや判明らぬとして居る位であるから監獄統計を地方で分擔することは無論反對である併し此事たるや中央及地方の職務規程やら人員の配置にまで影響するであろうから、暫く措き、差當り二階堂氏の說の如く病者と稱するは幾日間病氣に罹つた者とか始めより長き期間療養を要する者は罹病當初より病者として扱ふか又は一包の投藥を受けたる者も病者とするか其基準を一定して全國監獄の當局者に示すが宜ろしい、左もなければ病者には違いないが統計の數に上げたくないと云ふ樣な勝手な意見で定める其結果、統計は無意味寧ろ人をして誤解せしめる、誤解せらるゝ樣な統計は統計と稱すべきものでない、それから職業名も或地方に限りてある職業がある、東京の樣な都には地方の人の想像出來ない職業がある、極端な例を擧ぐれば、溝渠の中へ這入て金魚や鯉の餌を漁りて其餌を金魚屋へ賣る者がある、即ち餌を漁る稼業——之を魚商の中へ入れたとか漁業の中へ數へたとか云ふことがあつた此等は監督官廳の基準の定め方がそれまで届かぬ爲であろう、職業にも千種萬別殆んど統計的に歸一することが出來ないものがあるから中央地方共に諸有の職業名と其業の內容を書いて中央へ送り中央で纏め得る丈けに纏め、纏められぬものは別に業名を置いたら宜かろうと思ふ

●給與令は看守女監取締の如き薄俸者に福音を傳へたに相違ないが、福音の響きだけの割合に各自に幸福を得たとは謂はれぬ、差當り直接に利益したのは看守の數割生丈で從來七圓若くは八圓であつた俸給は九圓以上となつた、從來十圓以上の看

守は十二圓までに引上げたのもあるが十四五圓の看守は給與令は發布せられても恩典に浴することが薄い、勿論非番勤務の者に勤務手當を給する規定はあるが極めて稀な場合である、又此勤務手當が常に給與せらるゝ樣では休養がなくて健康を害する、それ許りではない給與令が改正せられてからは、人材登用と云ひ人物養成とて自然に訓練とか講習とかは多くなる、茲で休養と云ふことゝ手當給與とは兩立しない、動もすれば給與が休養に代りて愈々多忙になる、勿論今日の社會生活では薄俸者の困難は想像以上である、之れで監獄官吏たり又其家族たるの體面を瀆す如き所業有間敷と誓約してあると思へば情ないが給與額の增加は一時は人材登用にも利目がある、奬勵の一端になるが習慣性となりては奬勵とならぬ、反つて給與の薄い場合があれば生活上の遣繰り算段容易であるまい、去ればとて給與令の改正が悪いと指斥するのではない今日は實に至當である寧遲きに失した位である、時機が後れた位であることは今更ら申すまでもないのに、それを機として休養を廢せられて堪るものか、看守は元來劇務である、この上非番勤務は御免蒙りたい、非番勤務の手當は欲しいが健康を慮らねばならぬ、休養に限る、給與は薄くとも休養が欲しい、看守の定員を增しても休養させるが宜い、看守定員の增加の爲めに給與額が增さなくも休養する方がよろしい、此點に就ては一般の官公吏又は勞働者と比較して貰いたい

◉某閥人が新聞紙上の廣告に何商業が多いかと云ふに黴毒の藥であると話した成程今日の新聞紙上を偶看ると二十餘の廣告中、黴毒治療との銘打つた病院醫院が三、賣藥が二、治療法を授けるとの個人の廣告が二で廣告の三分の一を占めて居る、何故にこんな廣告が多いか實際買ふ人があるのか治療を求める者がなければ高い廣告料を拂つて引合はぬであろうと思つて一考した處が、それは黴毒なる病氣は難症で放任して置けば鼻から目に扳ける、腦を侵すのもあると云ふ豪いものである、故に誰でも治療を怠つてはならぬことは疾くに承知である、がそこが其、所謂公然の秘密で稠人の前で披露することは出來ぬ、去りとて自ら其治療

する方法は知らぬ、據なく醫師にかゝる、醫師に診て貰ふにも誰が上手か分らぬ、そこで紙上廣告を看て診察を請ふのであろう、中には醫師に診て貰ふのも厭やであるとか、診て貰ふに料金が高いので手療治をやろうと思ふ者が其治療法を知る爲め又藥名を知る爲めに廣告が看られる　個人の治療又は藥種屋が繁昌する譯であろう、それで廣告が多いのであると云ふ答案が出來た、其答案が出來ると同時に根本的に病毒豫防は出來ぬかと云ふ問題其一手段として娼妓を廢するの可否、イヤ廢すれば密賣淫婦が殖へる、娼妓の廢止は出來まい、出來ぬとすれば公娼とするか密娼とするが、公娼とすれば風紀を維持することが出來るか公認としても密娼とすれば病毒の感染が甚しいか密賣淫が殖るか、公娼とするも密賣淫はある、公娼でなければ一層密賣淫が殖へるであろうか、イヤ此の問題は衛生上から觀るばかりでは可かぬ、風紀の上からも觀ねばならぬ公娼は公然許してあるのであるから誰人の眼にも着く、眼に着けば實行の念慮が起る隱れたる散娼を採すよりも容易であるから釣り込まれ易い、衛生の手の屆く丈け多くの青年の墮落が甚しかろう密娼となると……公然でない丈け墮落する青年も少かろう、がそれだけ衛生の手が屆かぬから病毒に感染するであらう、これは衛生と風紀とは兩立し難しとまではゆかぬとも、いづれか欠くるに至るではあるまいか、こんな問題を提げて來ると問題に問題を生じて底止する所なしで一朝一夕の論議では解決は出來ぬと解決した

◉今日は金澤監獄の開廳式があつたのであるが監獄の開廳式と云ふと地獄の釜の蓋が開いたやうで妙でない、併し昨年小田原の幼年監にも開廳式があつたから珍しいことではない數年前には東京監獄でも行つたのである、が小田原幼年監は別として金澤にしても東京にしても唯監獄の位置を變へた丈けで從前通の事務を執るのであるから之を開廳式ではない落成式と云ふ方が適當らしい、建築が竣つて落成式——何にも異とするに足らぬけれども金澤から東京三界まで案内狀は仰々しい、絕對に落成式を擧げぬが宜いとまでは論せぬ、元

來監獄は地方當局者からも有志者からも眞面目に觀ない風があるからこんな機會を利用して監獄事情を紹介し聯絡を通ずるのは機宜の措置であるから名は開廳式でも落成式でも實は懇話會としたいと思ふ、懇話會が重なつて終に其必要なきに至るまで、落成式は行つても建物が腐朽して用途のない樣になるまでに犯罪者が減少することを希望するのである

○京城便

韓國警務顧問本部　山川定

拜啓愈々御清榮奉賀候、却說當地に參りては、見るもの聞くもの皆滑稽ならざるはなしと云ふ有樣此儘二三年も滯留せば、迚ても內地にては相手にするものはなかるべしと存候、慥に亡國の民とても云ふべきか、朝鮮人の憐れの境界實に一掬の涙禁ずる能はざる次第に御座候、京城に於ける日本人の勢力と云へば、非常のものに御座候、日に月に日本化する有樣、日本人の發展は眞に素晴らしきものに候、其日本街の如きは、吉京の銀座にも劣らざる狀況に候、（中略）家賃は馬鹿に高く、先づ三疊と四疊の二間にて拾五圓內外、小生等の下宿の如きは三十圓と云ふ素敵のものに候、但魚類鷄卵獸肉等は驚く程安價に候、米は日本米同樣のもの有之石拾七圓位に候

市中（日本町を除く）の不潔なるには譬ひ方なく、臭氣紛々堪つたものに無之候　朝鮮には屋舍に便所なく、大使は流し元、小便は垂れ流し、警察の前でも、顧問部の前でも、何處彼處の差別無之、爲めに道路はドロ〳〵に御座候　ヤンバン（日本の官吏）、殊に大臣の通行する車の跡には、必ず從卒が二三人附隨（局長位は一人若くは二人）其內の一人は、必ず籠樣のものを下げ走り居り候、是れは則ち小便壺にして、坐右缺くべからざる道具なり、小便が是れに充つれば、窓から無遠慮に流すと云ふ氣樂な有樣に御座候、市中を流れる川は、糞尿を流す厠同樣たることは、紀州高野のそれの如しか、各省は勿論、顧問部等の四周は、只通行する丈の道を掃除するのみにて、草と溝も同樣にてお構ひなきに引替へ、

化粧としては男女皆白粉を塗り、殊に婦女子に手足は愚か、頭の眞先すり込み居候、茲に面白きは、寡婦の家に勝手に男子が立入る時は、法律の罪人となることに御座候、而して中等以上の女子は決して外出せず、若し無餘儀外出する時は、絹の打掛樣のものを冠り、一眼丈出して通行し、人に面を見せぬ樣に致居候か與に乘る（蚊帳を見た樣なものを張りあり）

中等以下のものは煙管が命より大事と見えて、二尺乃至三尺位のものを皆携帶致し、仕事をなす時は頭に差し居候

朝鮮にては有婦のものは必ず結髮（これをチョ　ぉといふ）未婚のものは垂髮（これをチョンガ　といふ）故に人を呼ぶに「ヨボ」若しくは「チョンガ」といふ、蓋し見れば「アナタ」といふ意味ならん

婚禮には、妻となるものは其晩は、蠟にて目を塗りふさぎ、夫の顏を見ず、盲滅法にて三三九度をなす、若し式中に嫁が脇目をすれば、直ちに破談となるとは滑稽ならずや

又葬式が面白い、式場には高堂を設け「哀號（アイゴー）」（日本にて悲むといふ意）の號令をかけると、會葬者一同皆悲鳴を上げて哀號す、日本で仕樣と云ふても中々出來ぬわざに御座候

朝鮮の役は晝なりといふは可笑候へ共皇室の如きも決して晝は政事を見ず、故に統監の謁見の如きも皆夜、相成申候、我々の出勤も爲めに午前十時、退廳五時と云ふことに相成居候

尤も氣樂なるは出廳時間中、各省大臣の處に官妓（キーサンといふ）出入するは自由にして、又各省共其「キーサン」と遊ぶ御殿を見た樣な建物があることに候、今日には顧問部にて八釜敷いふて、內部大臣がけがキーサンの出入なし

此キーサンに、正二品の正三品のといふ位を持つもの有之候へ共、このキーサンが參拾圓も出せば、幾久敷掌中の玉と愛することが出來るさうだ

キーサンとは日本の藝妓的のものなり、此又キーサンを養成する學校ありて、閨範學校と名く、呆れてものが云へず不申候、此キーサンの下を「カルボー」（日本の淨瑠）といふ、公然店を張り客を引く、其店は全然豚小屋に同じ

韓國官吏の賄賂は言語同斷にて、金錢を以て官を

得、罪を免せらるゝの狀況に御座候、例へば郡主（日本の郡長）たらんと欲せば、協辦（日本の次官）に千圓、大臣に千五百圓も擲ぜる時は、直ちに任命せられ、郡主は此運動費を調達するに先ち、新任披露の宴を張り、地方の有力家を招待す、この招待を受けたるものは、乍迷惑皆其財産に應じ祝儀を奉る、若し其金額少きものは、忽ち事に托して本人を被告として入牢せしめ、無辜を苦む（朝鮮は事實なしとするも入牢せしむるは郡主の勝手なる由）此際は直ちに賄賂を贈り出獄を許さるゝの法を採るが故に、豫て其心得を以て相當の金を差出すと云へり、左れば郡主其ものには損なきも迷惑なるは人民なり

警務署（朝鮮の警察）吏員等豫算額にて、旅費等の支辨をなし得ざる時は、賭博犯を擧げて其場錢を沒收し、或は贓物を賣却して其費に充つ、亂暴も實に極まれりと存候

本日はじめて監獄を參觀致候、其惡臭堪へがたく詳細に視察を遂ぐるを得ずして退署致候、在監人は四人被告を合せ三百二十、內女三人、此人口三十萬を有する市に、此人員は誠に少數の樣被存候へ共、當地にて竊盜三犯以上は死刑に處する威嚇的法律が多少其効を奏するものにあらざるが、其監房の不潔且つ狹きに、無理矢理に多數を押込め、如何にも十八世紀の時代に於ける取扱振よと寒心仕候、傘然豚か家鴨を追込む樣の考と見え申候、作業は一定のものなく、寢ると起るは自由自在、或る房の如きは十人も足棚をなし、薄暗き所に放置し、見るからにゾット致申候、其くせ父母の祭日若くは看護には歸省を許され候こと可笑もあり不思議にも存候、食事は一般二食にて六錢（一度三錢）にて支賄ひ居候、八十名は外役として、日々市中群闇雜踏の中に掃除に出で居候、工錢を以て勝手に買物に出で、酒煙草の如きは是迄は禁制なかりし狀況なり、故に囚徒が外出して酩酊の結果、門限に違ひ遂に歸監せざるものありとの事に御座候又監獄用品、例令ば金庫卓子其他の需用品は、工錢官收あるに隨て其金を以て調達することに相成り、現に色々の品を工錢にて買入中に見受け申候爲めに監獄需用品購入豫算は無之哉、被告人には渾て官給の食物を與へず、自辨たらしむ

此三百名の內にて、死刑宣告を受けたるも十七人有之、已に十數日前十一名一時に死刑執行の趣に候寒心々々（下略）

○有賞表者增菜給與全廢ヲ望ム

奈良　曾雌天石

監獄則第四十條及び第四十一條には囚人賞與條件及び優遇の方法を規定し同施行細則第九十四條に於ては優遇の方法を規定す即ち無賞表者に比し有形無形の優遇をなしつゝあるは言はずして明かなり是れ等優遇方法中慾望上無限に屬すべき性質のものは効果の顯はるゝ處多しと雖も其第四賞表の多寡に應し給與する菜食の如きは生機上有限に屬すべきものなるを以て賞表の有無に從ひ之れが分量を多少すべき性質のものに非らざるとを記臆せざるからず乃ち食慾に應し給與すべきもの換言せば一般世人の食量と同一分量を給せるなり果して然らば有賞表者なりとして之れが增菜をなすが如きは恰かも過食を強ゆるの奇象となり却つて優遇及び經濟の値を償ふに足らざるのみならず率ひて無賞表者は彼れ囚人の情態否一般人情として必ず菜食の不足缺之を妄想せざるを得ず又特別增菜の爲め一般菜費菜味に影響を及ぼすは必然にして實に無意味の優遇より有意味の苛遇を生ずることなり遇囚及行刑の道を得たるものと云ふを得ず概言せば多量有害の給與なきことを期するに在り之れをしも多量有害ならずと云はゞ普通菜は常に主たる食物に相應せざる少量の副食物を給與しつゝあるもの と解釋せざるべからず豈立法の旨意ならんや乃ち增菜を全廢し只普通菜の變更に止め比較的高價又は美味の調理を以て給與するは實に其意を得たるものとす先般典獄會議の際諸間事項中に增菜全廢の頃わるゝ見成行の如何を知るに由なきにも事實に徵し倍々此感を強くす今や監獄則の改正も近き將來に逼るに方り當局者の成案なきに非らざらんも聊か卑見を述べ識者の垂教を希ふものなり

救護事業

○保護事業規則書

原　胤昭

頃日保護事業の設立各地方に企畫ありと　斯界のため誠に欣喜する次第なり、就て小生へも事業の報告、規則、參考書類を送附せよと御求めを受る事あり、恐縮に堪へず、然るに小生主管事業には御求めに應すべき書類何も無之單に御斷りを差出すに止まれは此義斯界の御方々に御認識を求め置きたく、協會雜誌の紙端に乞ふて豫め述るなり。

因に申す　本年初の第十年報告は協會雜誌一月分に掲載あり　就て御一覽を希ふ

規則書は何も無し、當事業は個人事業にして他に在る保護協會又は保護院等の名稱の下に組織したる團體事業ならさるにより自ら組織上の規則を要せさるなり、

彼保護人の取扱上に付ても規則書を置かす、御承知の如く保護方法に簡易なるものあり緻密なるもの、り小生は緻密な、方法を取り一人を收容すれは其全生涯を見る仕方なるにより千差萬別の事情に對し到底一定の規則を以ては所遇せらるゝものに非す所謂臨機應變、要は唯た再犯防遏にあるのみ

參考書としては先年保護始末と題する小冊子を印刷したれども既に使用し盡したり

若し御參考とならは左の雜誌の一文を御一讀を希ひたし、法理研究會の講演速記

國家學會雜誌　第二十二卷五號　五月刊行

出獄人保護事業に就て　講演　原　胤昭

1 保護成績
2 保護方法
3 効果の要素
4 事業の民立
5 事業の區域
6 事業と自然力
7 保護奬勵費
8 事業の擴張
9 監獄官の皮相觀
10 典獄の監視執行
11 再犯者の探究
12 偶發罪の認識
13 監督保護者
14 保護勸誘の疑義
15 保護方法の要訣

（雜誌發行所は神田區一橋通有斐閣
一冊定價十五錢郵稅一錢とあり

○長崎縣の出獄人保護事業

免囚保護事業の施設經營に就ては市町村團體又は警察官署の協力に待つの必要あるを以て杉野典獄は同縣知事と協商し保護方法及保護準則に關する意見を提出し置きたるに知事は之を快諾し今回普く管内に對し實行方を訓令せり又同典獄は本派本願寺より其末寺に對し免囚保護に關し訓告ありたるを機とし同監教誨師より同事業に盡力方を縣下寺院に照會せしめたるに孰も異議なき回答あり依つて同監獄當局は市町村警察署及寺院と協力聯繫着々其實蹟を擧くるに努めつゝあり同知事の訓令及同監獄教誨師の照會文を得たるを以て左に掲く

長崎縣知事ノ訓令

現下ノ獄人ノ實況ヲ視ルニ一般人民ノ彼等ニ對スル同情薄キハ止ムヲ得サルコトナリト雖モ其多クハ却テ之ヲ忌避擯斥スルノ風習アリ故ニ偶出獄人ニシテ改悛ノ狀アリト認メラルヽ者モ斯ル壓風ト刑餘ノ不信用トニ依リ正業ニ從事スルノ途ヲ得ス爲メニ糊口ニ窮スルノ結果再ヒ罪ヲ犯スノ已ムヲサルニ至リ遂ニ全ク救治スヘカラサル境遇ニ沈淪スル者多シ其境遇タルヤ寔ニ憐憫ノ情ニ禁ヘス此等犯罪者ニ對シ隣佑相扶ケ正業ニ就カシメ以テ再犯ヲ防遏スルニ務メシムルハ現下ノ狀況ニ於テ最モ緊要ノコトニシテ犯人ヲ減少シ社會ノ幸福ヲ增進スルノ一助タルニ付キ此際別紙出獄人保護方法準則ニ據リ警察署長分署長ト協議ノ上町村長ニ示達シ保護ノ實行ニ努ムル樣取斗ハルヘシ

追テ本文實行ノ上ハ直ニ其町村名及保護ノ概況ヲ報告スル義ト心得ラルヘシ

出獄人保護方法準則

第一　市町村長ハ出獄人ニ對シ保護監督上適切ノ措置ヲ施スヲ要ス其方法概ネ左ノ各號ニ依ルヘシ

一　出獄人ニ對シ一般人民ニ於テ忌避擯斥スル風習アルハ再犯防遏ノ一大障害ナルヲ以テ之カ觀念ヲ排除スルニ勉ムルコト

二　出獄人ニ對シ其父兄親族ナシテ保護監督ノ責ニ任セシムヘキハ勿論隣佑及鄰閭一般ナシテ共濟誘導ニ勉メシムルコト

三　市町村ニ於テ各種ノ講話會開催ニ際シテハ之ヲ利用シテ出獄人ニ對スル同情ヲ喚起スルコトヲ勉ムルコト

四　市町村長ハ部内公共ノ勞役ニハ勉メテ出獄人ヲ使役シ尚塲合ニ依リテハ職業ノ紹介ヲ爲スコト

五　市町村長ハ出獄人ノ行動ニ注意シ懶惰又ハ不良ノ行爲アリタルトキハ戒飭ヲ加フルコト

六　市町村長ニ於テ監獄ヨリ出獄人ノ所持金ノ送致ヲ受ケタルトキハ勿論尚勞働賃金ノ殘餘アルトキハ本人ニ指示シ之ヲ郵

候局若ノ銀行等ニ預入レ其預金ノ通帳ヲ保管スヘシ該貯金ハ事情止ムヲ得サル時ノ外可成拂戻ヲ爲サシメサルコトニ取斗ヒ貯蓄心ヲ奬勵スルコト

七　市町村長ハ出獄人ニ對シ被飾其他保護上必要ト認メタルトキハ所轄警察署ニ打合相當助力ヲ要求スルコト

第二　市町村長ニ於テ保護スヘキ出獄人ノ大要左ノ範圍タルヘシ

貧困ノ爲犯罪ニ依リ處刑セラレタル者

二　偶發的犯罪ニ依リ處刑セラレタル者

三　以上ノ外改悛ノ見込アル者

第三　市町村長　保護ノ必要アリト認メタル出獄人ニシテ警察官署ヨリ其者ノ性行技藝及特技等ノ通知ヲ受ケタルトキハ出獄人保護簿帳ヲ調製スルヲ要ス

第四　市町村長　出獄人本縣内轉移ノ場合ハ保護簿帳謄本ヲ作成シ若シ貯金アルトキハ本人ニ說示ノ上預金通帳ト共ニ轉居地ノ市町村長ニ送付ヘシ

前項ノ送付ヲ受ケタル市町村長ハ直ニ居住地ノ警察官署ニ之ヲ通知スヘシ

第五　市町村長ハ出獄人他府縣ヘ移轉ノ場合ハ前項ニ準シ處置スヘシ

第六　他府縣ヨリ歸來若ハ轉住シタル出獄人ニシテ通報ナキ場合ト雖モ之ヲ認知シタル時ハ本則ニ據リ保護ヲ加フヘシ

前項ノ場合ニ於テ其服役シタル監獄ノ所在ヲ明ニシタルトキハ該監獄ニ照會シ所定ノ身上關係ヲ調査シ尚必要ノ場合ハ舊住ノ警察官署又ハ市町村長ニ照會シ在住中ノ行狀職業等ヲ調査シ寫ヲ該ヘ通知スルヲ要ス

第七　出獄人ニシテ改過遷善ノ實ヲ擧ケ保護ノ必要ナシト認ムルトキハ市町村長及警察官署協議ノ上之ヲ放任スヘシ

第八　市町村ニ於ケル被保護人ノ狀態及其保護ノ成績ハ精査ノ上島司郡長ニ於テ取纏メ毎年二回（一月、七月）之ヲ知事ニ報告スヘシ

第九　營法人及刑ノ執行猶豫ヲ受ケタル者ニ對シテモ亦本則ヲ準用ス

（救護師ノ照會文）

拜啓春暖ノ節頓倍御清祥ニ刑御雙運奉恭賀候サテ唐突御相談申度義ハ客月二十一日本山調告第三號及第四號ニ關スル件ニコレアリ候由來新受刑者統計上初犯者ニ比シ再入者ノ數ヲ增スコト年一年多キヲ加フル現象ニ候此原因ニ至リテハ一ニ止ラサレトモ中ニ就テ出獄後ノ保護ト誘導トノ宜キヲ得ザルコト主ナル一因ニシアルヘクト思料候ニ就テ貧道ノ開知スル所ニ依ルニ在監中大ニ先非ヲ悔悟シ出獄ノ上ハ勤勉以テ汚辱ヲ雪カント折角芳志ヲ立テ居レル者モ愈放免家郷ニ復歸スルニ及テハ彼レカ在監時ノ襲想ニ反シ親屬ハ之ヲ忌嫌シ隣保ハ之ヲ疎外スルコト甚シキ爲固ヨリ薄志弱行ノ徒ニ候ヘハ之ニ打克ツノ勇氣ナク立ニ遮莫トノ感念ヲ生シ折角ノ立志モ忽チ自暴自棄ノ邪念ト化シ去リ竟ニ再入監スルニ至ル者勘カラザル狀態ニ候情狀斯ノ如クナルヲ以テ本調告ノ降下ハ貧道ニ取リテハ拳覺曾テナラザル快感ヲ相覺ヘシ次第ニ候而シテ該調告實行ノ方法ニ就テハ本由ニ於テモ地方ノ適宜ニ一任セラレアルヲ以テ當監獄ニ於テモ別紙ノ通ニコレアリ候時下敎用御多端ノ折柄嘸ソ御迷惑ノ義トハ拜察仕候ヘトモ猥テ御貸察ノ通リ社會ニ於ケル慈善事業ノ多クハ殆ト他人ノ手ニ經營セラレツヽアル狀態ニ候ヘハ此一事ハ是非一派ニ於テ何トカ成功致度ハ獨リ貧道ノ希望ノミニ非ルヘクト相信シ候社會ノ爲將タ宗門ノ爲御盡力相仰キ度右得貴意候敬具

（別記）調告實行方法案

必要ニ應シ貴地方ヘ出獄後歸住スヘキ者アルトキハ放免約一箇月前普寺ニ宛（自他門ニ拘ラズ）本人ノ身上ヲ通知致スヘキニ依リ貴院ニ於テハ該通知書ヲ參酌セラレ概略左記ノ項目ニ準シ適應ノ處ヲ施サレ度希望ナリ

一　家族ヲ親屬間ノ融和ヲ講シ且ツ保護監督方ニ付注意ヲ加フルヤウ致シタキコト

一　一般人民ニ對シ同情ヲ以テ出獄人ヲ遇スヘキコトヲ常ニ敎ヘ置クヤウ致シタキコト

一　職業・得意ヲ者ニ對シテハ業務ノ周旋ヲ爲シ與フルヤウ致シタキコト

一　監視執行地ヲナキ者ニ對シテハ相當引受人ヲ斡旋シ與フルヤウ致シタキコト

一　親族ノ資力アル者ニ對シテハ放免時歸鄕旅費ヲ送金セシムルヤウ致シタキコト

一　時々出獄者ヲ訪問シ開誨ヲ與フルヤウ致シタキコト

一　一般人民ニ對シテハ犯罪ヲ未前ニ防遏スルノ策ヲ講スルヨウ致シタキコト

○三重授業院の近況

河俣政幹氏の主幹せる同院は元三重囚保護會と稱し明治二十八年の創立に係るも數次役員交迭の爲め事業不振となり被保護者は離散し所在不明の狀態に陷りしことあるも當事者は慈善家監獄當局者と謀り極力之が維持に務め明治三十四年三重授業院と改稱し同三十五年十月より更に保護收容を試み同縣知事の贊助に依り郡市より一時應分の寄附を受くることゝなり一面監獄吏員より毎月相當の寄附を募り縣有地一町歩餘を借受け家屋を建築し被護人をして耕耘に從事せしむることゝなりて茲に將來に希望を宿すの機運に達せり▲然るに本年同縣に共進會を開催せらるゝに際し敎育館建設用として該借用地返還の要求を受け復又前轍を履まんかと苦慮の餘縣知事に歎願し移轉料の補助を得且つ積立金の幾部を投し津市附近に於て敷地を購入し家屋を移轉し更に專ら養豚を業とし外國種の豚兒を購入し繁殖を圖り傍ら農作に從事せしめつゝあり▲養豚業は漸次其技能を積み成績佳良なるより近鄕に好評を博し模範養豚場として歡迎を受け彼處此地より種豚を分配せられたしと申込む

者少からず加ふるに近來農家の副業として養豚を奬勵せる場合に遭遇し益々事業の盛況を示すに至り同院現在の豚兒は六十餘頭となれるを以て將來事業を擴張し收益を增加するも怠らざる覺悟なり

▲同院に收容保護したるは二十八年四月以來本年五月二十日までの人員百三十二人にして無斷退院したるは前示役員交迭の數次なりし二十八年より三十四年五月まで三十二人の多きを出したるも三十七年以降斯る不成績を見ることなし本年五月二十日に於ける同院被保護者は十三人にて其職業別は燐寸製造會社に二人、紡績會社に二人、製本業一人、養鷄業者一人、和洋裁縫一人養豚及農業機織に從事する者四人雜役夫一人なり▲收容者にして自活の途を得又は引取人を得たるため保護を解除したる者四十二名ありて其後の成績を調ふるに農業十一人、商業二人、木挽業二人、狩川業一人、炊事一人、代書業一人、會社員一人、官衙又は會社雇人三人、受負業一人、機織業一人、下駄表製造一人、塗師職一人、荷車曳、日雇稼各一人にして其他行衛不明の者八人ありて犯罪に依り入監したるは四人なり被保護者中には五十圓乃至百圓の貯金を有する者數人ありと云▲同院の資産は三十九年度末現在二千三百五十二圓五十一錢內基本金七百七十圓二十錢、敷地二百八圓六十五錢、家屋二棟五百圓豚舍三棟百圓、豚三十二頭見積價五百圓其他の經常費二百七十三圓五十二錢なり

○德島の厚生社

關生三と云人其自宅德島市大字西橫町七番地に事務を置き慈善團を創立し德島厚生社と稱し貧民の病者又は出獄人等を保護し救療するのみならず場合に依りては貧窮の老者、幼者、孤兒をも收容することゝし不日事業を開始する筈なる由にて同氏は同地與獄野崎宏氏に對し保護を要する放免者あるときは引渡を得たく又諸事敎示を仰きたしと申出たり同社々則なるものを聞くに大要左の如し

德島厚生社々則

第一條　本社ハ博愛ノ慈善本旨ニ基キ生計ヲ營ムニ困難ナル不幸ノ人ヲ勸善ノ法ニ依リテ保護シ正業ニ就カシメ貧病者ヲ施療シ救助スルヲ以テ目的トス

但シ場合ニ依リ可憐ナル貧困老者又ハ貧兒孤兒等ヲ臨時ニ收容スルコトアルヘシ

第二條　本社ハ德島市大字西橫町七番地關生三方ニ事務所ヲ置ク

第三條　本社ハ左ノ諸收入ヲ以テ之ヲ維持ス

一　特志家ノ臨時寄贈金品
二　會員ノ臨時寄贈金品
三　基本金ノ利息
四　創立者ノ出金

第四條　本社ノ目的ヲ贊成シ每月金拾錢以上ノ金品ヲ繼續シ贈シ以テ本社ノ經費ヲ補助スル者ヲ總テ會員ト稱ス

第五條　貧兒孤兒ニ對シテハ相當ノ敎育ヲナシ貧困者ニアリテハ自宅ニ於テ適宜ノ作業ヲ授クルコトアルヘシ

第六條　本社ノ保護若クハ救助ヲ於ケント欲スル者ハ隨意來社シ其希望ヲ述フヘシ本社ハ其求メニ應スヘシ

統計

疾患統計に就て鄙懷を述ぶ

監所醫獄醫務所長　野々垣梅次郎

二階堂氏は監獄協會總會の席上に於て疾患統計に就て吾人に懇篤敎ふる所あり該講演速記は載せて去月の協會雜誌上にあり、此時に際し吾人平素の所懷を率直に披瀝して尙敎へを乞ふは直接局に當る吾人當然の責務なりと信ず

監獄に於ける現今の疾患統計が完全に非ることは衆人の認むる所にして特に直接局に當る吾人は其感一層切なるものあり、是れ昨年五月京都監獄に於て近府縣の醫務所長會同せし際これが改良方法を協議せし所以なりと雖も其時日極めて短かりしがため遂に委員を撰び其委員に托するに健康診斷簿と併せて疾患諸表の改正、記載の一定、草案の調製幷に其筋への申請を以てせり、

吾人の經驗に據れば現今疾患統計の完全ならざる根源は記載の一定せざるにありと斷言するに躊躇せざるなり、今年表の病者死亡者の病類別に就て見るに六十に分類せられたりと雖も實際の診斷に際しては尙多數の病名生するは言を俟たざる所にしてこの多數の病名中果して何れに算入すべきものなるや判然せざるもの多し是がため各人各個の解釋の生ずるは寧ろ當然なりと謂つべし例へば胃の神經痛は胃の疾患と其他の神經系との二樣の解

釋を有し感冒は其他の呼吸器病と其他の疾患との兩樣の解釋を有する如き其他擧擧に遑あらざる所にして吾人は昨年典獄上京の際隨行員に托し疑はしき病名を列記し本省に伺出たるも全國を通して其記載方を一樣に規定せらるゝは各監獄比較對照上尤も緊要なる事項なるべしと思料す、又輕病者の統計方法に就て見るに現今製表によるものと小票によるものと各監獄區々にして一定せず是れ二階堂氏の講演せられたるが如き三日以上病に罹りたるに非れは病者として算入せずと云ふ如き珍奇なる見解の生ずる原因なりとす、詳言すれば患者中最大多數を占むる輕病者に對し製表調査は甚だ便益なり何となれば轉歸に至らざれば作製し難き小票に反して日表の形式を以て日々書載するが故に容易に月表を得、年表を得るを以てなり然れとも此輕病者にして未治の儘休役若くは病監患者となるに至れは病監（休役）患者小票の輕病欄と重復するか故に既に調製したる輕病患者の表中より之に相當したる數を削除せさるへからず玆に於てか輕病者全部に小票を使用するを勝れりとなすに至る、然れとも小票は轉歸に至り調製するが故に大監獄に於ては慢性病（喘息、梅毒、肺尖加答兒等の如き）にして年内に轉歸せさる　のと年末の罹病者とを合して「次年へ越」は著しき多數に上り年末年始は小票調製に忙殺せらるへく其他一包の頓服藥に小票一葉を調製せは日々の小票數も亦夥からず是れ三日云々の奇なる見解を出すに至る所以なりとす、遮莫吾人は到底この奇なる見解に同意し能はさるものにして患者一名、頓服藥一包――小票一葉は極めて合理なりと信ずるものなり、玆に於てか輕病患者には小票を用ゆへきことに一定せられ其整理製表順序を規定せらるゝは切望に堪へさるなり、彼の年末年始に際し小票調製に忙殺さるゝ如きは臨時他の課より補助を得るの道もあり小票調査の製表調査に勝ること萬々なるを信す、而して詐病者を病者として計算し或は疾病に因て役に堪へさる（休役患者）に至て始て病者として計算する如き監獄醫のあるは同氏の講演中記を讀みて始めて吾人の知りたる所なりとす、又接近せる甲乙監獄に於て其「プロッオエント」數に著しき差異を呈するのみならず同一監獄に於て年次の異なるに從て突飛なる差異を呈するものあるは要するに製表方法の一定せさるにあり、監獄醫にせよ其他の人にせよ人により各見解を異にするは云ふ迄もなき所にして疾患統計主任者の在職中は其監獄一連の統一を得へしと雖も一朝主任者の死亡、退職等により交代し前任者と見解を異にせば忽ち數の上に差異を呈するは誠に見易き所なり、斯の如き統計換言なれは人と共に差異を呈する如きは統計としての價値甚た薄弱にして假令主任者は幾ん交迭するも其基礎は毫も動搖せさるものならさるへからず、彼の休役患者及病監患者の統計に於ける如き周密に規定せられたるもの則ち是にして現に各監獄共其蒐集上毫末の懸隔差異を見さるなり、

之を要するに現今監獄疾患統計の完全ならさるは其原因主として輕病者統計方法の一定せさるにありと信ず、故に若し前述の如く輕病者の統計を小票によることゝなし現今の病監（休役）患者小票と同しく細密に整理製表順序を規定せらるれば毫も各監獄又は各人に於て見解を異にするの餘地なく從て完全なる統計を得るに至るは信して疑はさる所なり、吾人固より統計に就て素養なしと雖も面も衛生に關する凡ての統計諸表は則ち監獄衛生の羅針盤たるを知る、或は我監獄と他の諸監獄と比較することに於て或は我監獄に於ける肺結核の「プロッオエント」數と我縣下に於けるそれと比較することに於て、常に監獄衛生上奮勵すへき方面を教えられつゝあると信するものなり、終に臨み二階堂氏の一願を乞ひたきものあり、同氏は「統計を取るに醫務所長が患者を治療する傍ら之は自分の畑に水を流すことを申上げるのでありますが醫者と云ふ者に何か筆を以て書けとか事務を執れとか云ふのは頗る無理で醫者は兎に筆を執ることの無精の者はない」と云ひ擧ぐるに某病院に於ける實例を以てし「監獄の大小で一人で足る所もあり一人では足りない所もありましようが統計に從事する相當の責任あるものをおつくりになるが必要と思ひます」と演べられたり、然れども吾人の了解する所によれば聽診器を片手に顯微鏡

を視き監獄醫の能事了れりとなせしは既に遠き過去に屬し現今監獄醫の凡ては到底筆無精にては勤務し得べくもあらずと信するなり、詳かなるが如く在監人の一舉一動は悉く衛生上に關係を有しこの關係事項は被服臥具の增減役業轉換の如き次より漬物味噌變更の如き小に至る迄凡て一々意見を身分帳に記載し典獄の決裁を經べきものにして一本の拔齒小脂肪瘤の摘出も直に異徵の訂正若くは特徵として名籍主任に記載通報するを要し或は衛生に關する往復文書の草案或は衛生工事の設計下圖等擧げ來れば現今の監獄醫は筆無精にては到底勤務に堪へさるや明かなり、又吾人固より淺學菲才統計學の素養を有せすと雖も面も一意專念身神を擧げて職責に背かさらんことを期する者、且つ現今何れの監獄に於ても相當素養ある一乃至數名の看守醫務所に專屬し疾患統計は醫務所長監督の下に調製しつゝあるなり、若し夫れ病院の醫師若くは開業醫の筆無精なるや否や無責任なるや否やに至ては敢て吾人の關知する所にあらさるなり、

○兒童が如何なる性癖を有するか

進藤正直

◉個人的性癖殊に嗜好、厭忘、感情等を詳知するは、遇囚上最も緊要のことである。故に是等の事項は、孰れの監獄に於ても、必ず其の調査が完全して居ることゝ思ふのであるか、監獄報告例の上に於ては、不幸にして其の調査を缺いて居るが爲めに、未だ全國の事實を一圓として觀察するの便を得ない。之れ吾人の常に遺憾とする處である。

◉然るに先般川越兒童保護學校（川越分監）に於て公にされた『保護兒童の研究』即ち同校創立以來の成績書中、兒童の性癖との統計が都合十八表載せてある。余は之を閱覽して尠からぬ趣味を感せるがまゝ、左に其の要領を述べて、聊か當局者の參考に供したいと思ふ。但し此の統計は、入所當時の調査に係る生徒、即ち懲治人男總計二百八十六人の事實である。請ふ先づ嗜好の關係より之を見ん。

▲飮食物に對する嗜好　最も多數を占むるは菓子の百五十七人で、實に總員百に付五四。九即ち過半數を占めて居る。次は餅の二十二人（七。七）、汁粉十七人（六。〇）、鮨の十三人（四。六）等で、魚肉は八人、牛肉、辛きもの、甘藷は各六人、酒、鹽煎餅は各三人、饂飩、菓物は各二人、ビフテキ、里芋、梅干、蕎麥、燒芋、天麩羅は各一人、又不答は三十五人（一二。二）といふ有樣である。

▲玩弄物に對する嗜好　第一の多數は獨樂の四十四人で、百中の（一五。四）に當つて居る。次は凧の二十九人（一〇。一）で、以下銃は二十五人（八。七）、笛は十四人（四。九）大鼓は八人、月は七人、喇叭、風琴、自轉車は各六人、將棋は四人、弓、時計は各三人、蹴毬、鏡、喇筒は各二人、釣道具、網、軍器、竹馬、幻燈器は各一人、又不答は非常の多數で百十人（三八。五）ある。

▲觀覽物に對する嗜好　比較的單純で、演劇と角力が殆んど其全部を占めて居る。即ち百七十八人（五九。四）は演劇で、角力の五十一人（七。八）は之に次いでの多數である。以下活動寫眞は六人、劍舞は四人、動物園は三人、パノラマは二人、幻燈祭文は各一人、不答は四十八人ある。

半數を占めて居る。次は餅の二十二人（七。七）、汁粉十七人（六。〇）、鮨の十三人（四。六）等で、魚肉は八人、牛肉、辛きもの、甘藷は各六人、酒、鹽煎餅は各三人、饂飩、菓物は各二人、ビフテキ、里芋、梅干、蕎麥、燒芋、天麩羅は各一人、又不答は三十五人（一二。二）といふ有樣である。

▲玩弄物に對する嗜好　第一の多數は獨樂の四十四人で、百中の（一五。四）に當つて居る。次は凧の二十九人（一〇。一）で、以下銃は二十五人（八。七）、笛は十四人（四。九）大鼓は八人、月は七人、喇叭、風琴、自轉車は各六人、將棋は四人、弓、時計は各三人、蹴毬、鏡、喇筒は各二人、釣道具、網、軍器、竹馬、幻燈器は各一人、又不答は非常の多數で百十人（三八。五）ある。

▲觀覽物に對する嗜好　比較的單純で、演劇と角力が殆んど其全部を占めて居る。即ち百七十八人（五九。四）は演劇で、角力の五十一人（七。八）は之に次いでの多數である。以下活動寫眞は六人、劍舞は四人、動物園は三人、パノラマは二人、幻燈祭文は各一人、不答は四十八人ある。

▲動物に對する嗜好　是れ亦大部分は犬、馬、猫の三者に依りて占領せられて居る。即ち犬の百三十七人（四七。九）は最多で、馬の三十三人（一一。五）、猫の二十四人（八。四）之に次き、鳥は九人、牛、兎は各八人、猿は三人、魚、蛇は各二人、豚、虎、狐、鹿、龜の子は各一人である。但し不答は五十五人。

▲植物に對する嗜好　頗る區々である。其結果最多と雖も尚三十人に過きぬ。即ち櫻の三十人（一〇。五）を筆頭とし、松の二十五人（八。七）、梅の二十二人（七。七）等は其の重なるもので、朝顏は八人、牡丹は七人、菊、草花は各六人、萬年青、楓は各五人、桃は四人、南天、芍藥、椿は各二人で、一人つゝのものは海棠、竹、欅、蓮、柳、百合、杏、杉、蘭等である。所謂松竹梅の中で竹だけが彼等に愛せられぬも面白い。面して不答が百五十二人（五三。五）、即ち約半數を占めて居るのも妙である。

▲學科に對する嗜好　これは又前項とは反對に甚だ單純である。兒童其のものが單純なる以上、蓋

し當然の現象であらう。然るに其の最多が、算術の六十八人（二三・八）であるとは、些と意外の感なき能はずである。次きなるは讀書の五十七人（一九・九）で、書方の三十六人（一二・六）を除いては、理科の九人位のもの、唱歌は五人、歷史は三人、綴方は二人、圖畫、英語は一人づゝである。不答は百四人（三六・四）。

▲實課に對する嗜好　これは極めて單純で、職工の四十六人（一六・一）、商人の三十五人（一二・二）、農業の三十四人、この三者で殆ど持切つて居るのである。而して官吏の六人は番外の大關で、醫師は二人、軍人、僧侶、會社員は各一人、又不答は非常に多く百六十人（五六・〇）、即ち過半數を占めて居る。

▲遊戲體操に對する嗜好　不答の百五人（三六・七）外にして、遊戲體操共に好むものは百三十八人（三八・三）、體操のみ好むものは三十三人（一一・五）、又遊戲のみ好むものは十人で、全く何も好まぬといふものは一人もない。

◎嗜好以上の八種に盡きたが、次きなるは厭忌の關係である。

▲飲食物に對する厭忌　これは如何にも十人十色である。人參の二十一人（七・三）が最多なるも可笑しく、壺からの十人（三・五）が之に次いての多數なるも最もである。魚肉の九人は聊か不思議であるが、山國の出生でもあらうか。幸きものの九人は鹽カラ同斷である。蕗は八人、唐辛、昆布は各六人で、酒、菜、唐瓜、大根、甘いもの齒は各五人である。酒が嫌いとは首肯かるゝも、甘いものを好かぬ小供は却て不安心な氣がする。

トロロは四人、香の物、揚物、梨子、蒜、茗荷は各三人、馬鈴薯、胡瓜、豚肉、藤豆、饅、甘藷、鹽煎餅、薑、饂飩は各二人で、一人づゝのものはワサビ、苦いもの、麥飯、數の子、豆腐から、生味噌、茄子、枝豆、青海苔、牛蒡、パン、蛤蜊、目刺魚、筍、ヒジキ、葱、鮒、ナマコ、昆布、汁粉、桃實、赤飯、鰻、三ツ葉、牛乳、椎茸、百合鷗等である。但し不答は百二十二人（四一・六）。

▲動物に對する厭忌　果然蛇の九十一人（三一・八）が大多數を占めて居る。毛蟲の四十二人（一四・七）は之に次ぎ、猫の二十九人（一〇・一）、犬の十三人（四・六）等が其の重なるもので、他は皆十人以下である。即ち猿、豚は各六人、蛙は三人、鼠、狐、蛞蝓は各二人、蛭、鼬、梟、獅子、牛、馬は各一人で、不答は八十四人ある。

▲學科に對する厭忌　不答が百九十一人、即ち實に百中の（六六・八）を占めて居る。それ故實際は何が一番嫌いであるが分らぬが、今こゝに表示されて居る處では、算術の三十八人（一三・三）が最多で、書き方、綴り方は各十四人（四・九）、讀み方は十三人（四・六）、理科、唱歌、體操は各四人、圖畫英語は各二人である。

◎厭忌はこの三種たけ調査されてあるが、感情の關係は大分詳しく出來て居る。

▲感情（其一）　最も面白かつたこと　演劇を見しときの七十人（二四・五）が第一番である。他は皆少數で殆と數へ立てもならぬ位、その内で祭禮のとき、及び角力を見しときが各十二人（四・二）ある。

所々遊びにきしとき　八　初めて東京に來りしとき　七
遠足せしとき　五　小遣錢を費ひしとき　五
魚釣りに行きしとき　四　正月遊びのとき　三
花見に行きしとき　三　幻燈を見しとき　三
學校にて運動會に行きしとき　三　山中を歩きしとき　三
水泳せしとき　二　興行物を觀しとき　二
初めて電車に乘りしとき　二　兵隊の演習を見しとき　二
自轉車に乘り得られしとき　二　雷鳴のとき　一
活動寫眞を見しとき　一　親戚會を見しとき　一
八王子の十夜會に行きしとき　一　角力を取りて遊びしとき　一
兎狩りに行きしとき　一　提灯行列を見しとき　一
競爭して働きしとき　一　將棋をなしたるとき　一
演說を聞きしとき　一　淺草公園の十二階に昇りしとき　一
大風を揚げしとき　一　雪投げをなしたるとき　一
奉公中仕事の出來得るに至りしとき　一
水族館を觀しとき　一　海水浴へ行きしとき　一
不答　一二二　多

▲感情（其二）　最も苦しかつたこと　格別目立つたものもないが、奉公に行きしときの二十六人（九・一）、絕食せしときの十九人（六・六）、病氣に罹りしときの十四人（四・九）、水に溺れしときの十一人（三・九）、父母に打擲せられしときの十人（三・五）等がその重なるものである　十人以下左に。

旅行中所持金を使ひ盡したるとき　八

叱責せられしとき　七
家出したるとき　六
繼父母に打擲せられしとき　三
遊び過ぎて縛られしとき　二
仕事の出來ざりしとき　一
友達と喧嘩して川に落ちしとき
奉公先より連れ戻されしとき一
喧嘩をなし打たれたるとき　一
實父の失踪せしとき　一
學校にて直立を命ぜられしとき
沖へ漁に出たるとき　一
子守中子供に泣かれしとき　一
不答

▲感情（其三）　最も嬉しかつたこと　是れ亦十人内外のもののみなるが、其の内で小遣錢を貰ひしときの十六人（五・六）が一番多い、次ぎなる奉公中自宅へ歸りしときの十人（三・九）は左もあらんと同情に堪へぬ。十人以下左に。

一五二

友達と遊びしとき　九
演劇を觀に行きしとき　六
試驗に及第せしとき　五
過失を詫びて許されしとき　三
遠足運動に行きしとき　三
實母に連られ叔父の家に至りしとき　七
魚を大漁せしとき　三
初めて橫濱に來りしとき　二
角力取りて遊びしとき　一
工事の落成せしとき　一
幻燈を見しとき　一
山道にて父母に出會せしとき　一
父より大阪土産貰ひしとき　一
等を貰ひしとき　一
奉公中給金を貰ひ得るに至りしとき　一
父母の他出に土産を貰ひしとき　一
奉公中仕事の出來得るに至りしとき　一
動物園へ行きしとき　一
不案内の道を詳しく教へられしとき　一
初めて伯母に遇ひしとき　一
不答

一八四

▲感情（其四）　最も悲しかつたこと　父又は母の死亡せしときの三十九人（一三・六）が最多を占めて居る。蓋し當然のことであるが、其れに就ても如何に彼等の多くが、兩親又は其の一方を失つた不幸兒であるかゞ分かる。奉公に出てたるときの十二人（四・二）、及び父母に別れたるときの十人（三・五）がそれに次いでの多數である。十人以下左に。

別れ際に遊ばせしとき　二
實母と共に公園に遊びしとき　一
遊山に行きしとき　一
久振にて姉に遇ひしとき　一
人に褒められしとき　一
餅を貰ひしとき　一
病氣の癒りしとき　一
家出後知人に邂逅せしとき　一
別れ際に遊ばせしとき　二
實母と共に公園に遊びしとき　一
遊山に行きしとき　一
久振にて姉に遇ひしとき　一
人に褒められしとき　一
餅を貰ひしとき　一
病氣の癒りしとき　一
家出後知人に邂逅せしとき　一

に。

親族の死亡せしとき　七
繼父又は繼母に叱責せられしとき　五
父母の仕所不明になりしとき　四
大風に遇ひしとき　三
他人に毆打せられしとき　二
實母の他に出得ほれざりし時　一
獨り留守居せしとき　一
山道を通行せしとき　一
他家に在る中飯を制限せられしとき　一
不答

一八六

▲感情（其五）　最も恐しかつたこと　不答が殆ど九分通りを占めて居るから、十人以上のものは一つもない。

脊がされしとき　九
泳きに行きて流されしとき　四
夜中使に出されしとき　三
四階より落んとせしとき　二
乘船の衝突せんとしたるとき　一
梁の上に蛇の居るを見附けしとき　一
道に迷ひしとき　一
海嘯のとき　一
火災に遇ひしとき　一
野宿せしとき　八
山中にて蛇を見しとき　三
奉公先より返へされしとき　二
谷に落ちしとき　一
犬に追掛けられしとき　一
蛇に追掛けられしとき　一
川に落ちしとき　一
犬に吠へ附かれしとき　一

不答

▲感情（其六）　最も心配であつたこと　是亦不答が七分通り以上を占めて居るが、父又は母の病氣に罹りしときの二十五人（八・七）が最多で、次は他所にて自宅を考へ出したるときの十九人（六・六）である。十人以下左に。

自己の病氣に罹りしとき　七
父母の他より歸りの遲きとき二
父母の所在不明なりしとき　二
海嘯のとき　二
父や他人に遇合せしとき　一
兄を連れて出京せしも知れざりしとき　一
學校の試驗のとき　一
不答

二一四

▲感情（其七）　最も腹立たしかつたこと　前前項同斷である。

親族の病氣に罹りしとき　六
船にて流されしとき　二
奉公に出てしとき　二
父と兄と喧嘩せしとき　一
預りし金を遺失せしとき　一
學校の試驗に及第せしとき　一
父母に打たれしとき　一
繼母に打たれしとき　一
不答

二七〇

喧嘩に負けしとき　九
友達に錢を盜まれしとき　二
勉學中他より邪魔せられしとき　一
繼母に打たれしとき　一
奉公中主人に打たれしとき　二
父母に打たれしとき　一
不答

二七四

◎以上の事實は、原表には總て年齢と連結されてあるが、今は紙數の都合もあつて、悉く之を掲載

するは困難なるが故に、姑く省略の法に從つた次第である。尚ほ參考の爲め年齡別人員を擧ぐれば、八歲は一人、九歲は一人、十歲は十一人、十一歲は十四歲は五十二人、十五歲は六十九人、十六歲は三十九人、十七歲は六人、此の合計二百八十六人で、十三歲乃至十五歲のものは殆どその半數を占めて居

明治四十年四月末日現在全國在監人員監獄別表（六歲以）

監獄名	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
關東區						
東京	七二八		七七六	一	七	一、五一二
谷	一、二四八			二		一、二六〇
市	二、一四六			四〇		二、一四八
集	一、二七五	五八	一四二	一	一	一、五一五
橫	九〇一	三二七	五三			一、二八三
濱	一、一五二	一	六二			一、二一八
和	九六三		七三	五	一	一、〇四三
浦	九二四	二	七二			九九九
橋	七八三		一七四			九五九
千	五〇六		三三			五三九
葉	一、二六一	九	八一			一、三七三
水戶	一、一九三					一、一九三
宮						
宇都						
甲府						
長野						
小管						

監獄名	囚人	懲治人	刑事被告人	別房留置人	乳兒	合計
東海區						
安濃津	八七六		四一		三	九一七
名古屋	一、七四二	二四	一六七		三	一、九三六
靜岡	八五四		六〇	四	三	九二一
豐橋	四三五	五	五九		三	四九九
岐阜	六七四	二	四六		二	七二二
北陸區						
新潟	八二一		六九			八九〇
福井	三四九	二	二五		一	三七七
金澤	五三六	五〇	三五		二	六二一
富山	三四	二	三五			三四三
東北區						
宮城	一、一四二	二	一七八	二	三	一、三二七
島	一、〇〇六	七六	一一八		一	一、二〇一
岡	四一五	一	四四		一	四六一
青森	四九二		一四七			六三九
山形	七七六		四九		六	八三二
秋田	六二六	二	七三	一	二	七〇三
西區						
京都	一、〇四八	一七	一一三		一	一、一七九
大阪	二、六二一		一一	二〇	四	二、六五二
兵庫	一一七	五九	三二六			六〇六
奈良	六八三	一	三七			七二一
和歌山	六五二		二七			六八三

神戸	一、六二九		一二八	一三四	二	二	一、八九三
岡山	一、一五〇		四	七七	三	三	一、一三六
廣島	一、五八四		一六	一九六	一一	六	一、八一三
山口	九二〇		二	六三	一	二	九八七
鳥取	二三二		一	一一			二四四
松江	六一六		一三	三八			六六七
四國區							
德島	五〇四			二一			五二五
高松	六八五			二九			七一四
松山	九一七			六七	一	一	九八八
高知	六八三		三四	六二			七八二
九州區							
早	一、三〇四		三	一四八		一	一、四五九
諫	一、七一二		二	一三七			一、八五一
福岡	四九六		一	二六			五一三
大分	五五一		三三	四九	一		六三四
佐賀	七七八			六六			八四四
熊本	三一九		二	二二			三四四
宮崎	五八一		一	三七			六二〇
鹿兒島	一、五六〇						一、五六〇
沖繩	三〇六						三二〇
北海道							
函館	四〇九		一三	四二	二	二	四六六
札幌	八二二		二五	八七	三	三	九六八

明治四十年四月末日現在全國囚人罪名別表

（△ハ減）

樺戸	一、一一四	一、一一四	七田八	五四、二九三	一、四五九	△	△	一一
網走	七五五	三	△	一、一三八	一一	△	△	七
釧路	八四二	六	△	五五、四三一	一一	△	△	三
十勝		△	△	二五〇	△	△	△	八
監獄	四八、八〇三	四、三四二	一三元	七〇	一	一	一	一二
留置場	一、〇一五	一二三	一三九	七〇	一	一	一	一二
計	四九、八一八	四、四六五	一三九	七〇	一	一	一	一三
前月ニ比シ	△一〇九	△一〇八	△四八	△四	△三	△一	△一	△一
前年ニ比シ	△三八七	四三一	四三	一八	三	二	二	一六

四十年四月末日現在

	男	女	計	増減 前月比較	増減 前年比較	四十年四月中ノ新受刑者	前月ニ比シ増減
官吏ノ職務ヲ行フヲ妨害ス	一一〇	二	一一二	△七	△一一	一六	△一一
附加刑ノ執行ヲ逃ル	三六	一	三七	△一	△一〇	一一	△七
貨幣偽造	九〇五	二四	九二九	△六	△四八	六	△三
官印官文書偽造	一、五七三	七	一、五八〇	△一一	△一九	四六	△四
私印私書偽造	一、二五六	二〇	一、二七六	△一〇	△五六	一三〇	△三三
偽證	一七		一七	△五	△三	一二	△八
賭博	二、七四〇	一〇五	二、八四五	△一六	△六二七	一、五六九	△一〇一

罪名	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
殺人	一、五九六	一、七八一	一、八五	△	△	△			△	△	△	△
故殺	一、一六三	一、七五七	四三四		△	六			九	二六	一	二
毆打創傷	一、九五五	一、九九一	三六		△	三二			二五	一八一	一〇	二
墮胎	一六	四六	三〇		△	一一			八	八	三	一
猥褻姦淫重婚	二五二	二七九	二七			一			四八	七	一三	一
誹毀告及誹毀	六〇	六一	一			四			一七	五	一	一
竊盜（次ノ三項ヲ除ク）	二二、二五三	二三、〇三一	七七八	△	△	一四一	△	△	七七四	二、一九六	△	△
搶擄	二四八	二四九	一	△	△	一	△	△	二	二	△	△
田野山林牧場ニ於テ產物ヲ盜ム	四〇	四一				三			三	一五	六	一
屋外（明治二十三年法律第九十九號ニ依リ廢止セラレタル竊盜ニ關スル件ニ依リ處罰セラレタル者ヲ含ム）ニ於ケル竊盜	三四六	三六四	一八		△	二四			二三二	二八	△	二
強盜	四、〇〇九	四、〇二二	一三		△	六	一	△	一七	一四	△	△
遺失物及埋藏物ニ關スル詐欺取財及受寄財物ニ關スル	八	八										
贓物ニ關スル	三、五八六	三、七〇七	一二一			一七			一五二	三七	一四	一
火放	五五二	六一二	六〇	△	△	一九	△	△	二三	一四七	一九	一
家屋物品ヲ破壞シ及動植物ヲ害ス	一、九八一	二、四七二	四九一		△	一			五一	三五	七	一
放	八四	八四				一四			一八	三四	七	一
違警罪並ニ廳府縣令違犯	九八一	一、一五一	一七〇			八二			三六	五、一七	一三	
以上列記以外ノ罪	一、四三三	一、五二六	九三	△	△	二八	△	△	六五	五八一	九四	△
總計	四七、二〇〇	四九、八一八	二、六一八	△	△	一〇九	△	△	三八七	一一、三一一	五四四	△

雜錄

○東京便

香川又二郎

「東京便」と申候ても別段珍敷事もこれなく毎月通信するにも及ぶまじくと存じ差控へ居候處ボツボツ苦情の二三も有之默し難合き場に立到り候に付何がなと責塞ぎに着手致候

近來は彼處此地と同盟罷工あり延て暴動となる抔物騷千萬に候兩三月前には足尾銅山幌內炭鑛最近には別子銅山の暴動あり暴動の一原因はいづれも坑夫對鑛主の賃錢値上に候他の一原因は待遇、薄きことに候、待遇の薄きを啣つの餘情賃錢値上の要求と現はるゝ儀と存候賃錢値上要求の容認せらるゝと否とは安危の岐るゝ處に候穩健なる口頭にて要求する當初は鑛主は甘言威壓を以て拒絕致居候も事態破裂するに及んでは大勢敵し難く警察力に依賴し竟に軍隊の威力を請ふに至り總に鎭撫するを得ることに候暴動に對し兵力を以てせば容易く鎭制するを得るは勿論に候も事の最上策は豫防に候禍の起るは起るの日に起るにあらず候傭主と被傭人との間意思の疏通を謀り上下の情誼圓滿ならば決して不當の要求の起るべき筈無之況や暴動等の起るべきものに無之と存候兵力を用ゆる如きは窮策の極に候國家有事の秋に供する壯丁を暴徒の爲めに失ふことあらば何如壯丁の父母亦限りなき悲哀に沈まん鑛主坑夫等の間の事情は門外漢の測り知るべからざるものあるべく隨つて鑛主等に任かせず爲政者亦傭主被傭人の間に立ち暴動を發生せざらしむるに意を用ゆるを要するは今更申すまでも無之儀と存候、聞處に依れば鑛山專門の武裝的巡査を配置すとの說有之哉に候も暴動の一たび起るの日に遭遇するときは武裝的警察力にても鎭制するの望有之間敷矢張兵力を恃むの外可無之候所謂五十步百步にて幾分か平素の威壓とは可相成も、威壓に怖ぢず起、暴動に對しては其力薄弱なるべくと存候、寧ろ傭主被傭人間の圓滿を謀ることに盡力し干涉せられ候方可然候、傭主と被傭人間の圓滿は宗教の力に賴るの外これなく宗教

心を注入するの方法は茲に申述るの煩を避け當局者に對しても其方面より取締ることに御同意を得度候、

廣島監獄にては去二月岩國分監を以て懲治人幼年囚人の拘禁所と指定せられ候以來川越小田原等特別監獄の設備を參酌し着々施設方法の摠取りと相成候事は豫て聞及居候處今回幼年教育規程を設け實施することゝ相成候由同分監には懲治人十五人幼年囚人三十人內外を拘禁致候ことゝて年齡、智能、性情、境遇、刑期等を參酌し各個人に適當の教育を授くるを目的とするは勿論に候へども業に年齡境遇且刑期留置期に長短ありて當局者の苦心一方ならず候教科目は農業、工藝、修身、讀書、習字、算術、地理、歷史、理科、唱歌、體操にて修身は教誨を應用し農業は穀類、蔬菜、桑樹を工藝は大工、指物、鍛治、裁縫を主とし放免後實用に適せしめん事に勉めつゝありとの事に候、廣島の本監にては未成年囚人の爲めに罷役後約二時間教育を授くることゝせりとの事、燈火を監房內に置くは危險なりとは一般に想像する處なるも事實杞憂に過ぎず在監人なりとて火災の起るを好むものにあらず寧ろ勘からず注意せりと申す事に候

臺灣の出獄人事業は漸々進捗し將來大に注目に値ひすべきものあるを信じ申候先般同地志豆機典獄より承る處に依れば司法省に於て一萬圓の免囚保護奬勵費の計上ありしに依り臺灣にても總督閣下の御配慮にて一千圓御下附ありたりとの事に候同島三監獄の出獄人保護事業の爲めに充當するものに候へば內地のそれよりも資金補助の上に豐富なる譯合に候、同島手島法務課長の考量にては將來は臺北に五十人臺中に三十人臺南に四十人位を收容する保護場を設備するの必要あるより資金臺北五千圓、臺中三千圓、臺南四千圓合計一萬二千圓を要すべく完成後の維持費は臺北千三百圓臺中七百圓臺南千圓合計三千圓を要すべき筈に候、小松臺北監獄典獄は臺北にて同事業を企畫するは資金を募る上に於ても生活方法を授くる上に於ても困難なるに依り不日古亭庄と申す處に保護場を創立する考案を抱き、武川臺中監獄典獄は臺中は同事業經營に最も不便を感ずるを以て先づ職員に於て

十人內外の保護を試みん完成後に於ても二十人位とし彰化廳下員林の邊に別個の保護所を設け場主には資金ある商人を以て充て林投樹を採收して林投葉削粗製の工業に從事せしむるは得策なるべし員林には臺中地方に缺乏せるパナマ帽用の林投の豐富なるを以て補充するは生產上の利益且保護事業に適當なりとの考案を有し、志豆機臺南監獄典獄は同地の保護事業は經過良好にして被保護人は手工に從事する者は佐業を爲し書間稼業に出づる者は夜間樂器を弄し慰安を得つゝあり將來の經營は炊事場浴場監督者家宅竝に市街地內に商工業用の保護所新築又は買入を要し生活方法としては農工商の雜種組織を採らざるべからずとの意見に候、臺灣全島は將來事業發展の有望地にして而かも有爲の監獄當局者の揃ひに候故出獄人保護事業は頗る見るべき效果を奏すべきを疑はず候、斯事業は土地の人情風俗交通の便否等諸種の關係を斟酌するを要し候に付愼重の御計畫あらんこと希望に堪へず候、同事業は保護場に寄宿舍を設け多數を集合し起臥を共にせしむるは失敗の經驗も內外に尠からず候故嚴格なる家庭に托し起臥勞動せしめ候方得策かと存候へ共前陳諸種の事情も有之候まゝ御熟考に委する方却つて豫期の效果を得るに邇かるべく存候、

甲府監獄へ轉せられたる瀨邊典獄は前任地青森を去るに際し地方の士民は惜別の情禁へず同氏の功勞を頌し送別の盛宴を張らんとせしも同氏の固辭せしより更に紀念品を贈らんと決議し同氏に申込みたるに同氏も竟に辭み兼ね、答ふるに現金を受けんことを以てし且つ受くる所の全部は同地の慈善團體に寄贈することゝし同地唯一の慈善病院とかに寄贈せられたりとのこと青森の一新聞紙にて承知致候、素より自家の財囊より絞りたる義捐には無之候へ共小生は其記事の輕々に看過すべきにあらざるを感じ申候、世には巨萬の財を貯ふるも之を散するの途を知らざる守錢奴も少からず候、功勞なくも贈るものを辭せざるは一般の人情に候況や功勞ありとして贈くるものは之を子々孫々に傳へ永く紀念とするとは異口同音に唱ふる常套語に候、典獄渡邊氏の功に誇らず慈善の爲めに吝

まざりしは近來快心の美擧に候、掌裡嬰嫒たる紀念なきも懸崖の一孤村寒燈微暗きの夜、氏の恩愛に感泣する者幾許これぞ氏の前途を照す將來の絕好紀念に候はずや、小生は茲に諸氏に報道するを以て光榮と信ずるものに候

東京監獄に於て編綴せし「八王子分監ニ於ケル女囚所遇ノ概況」小冊子一部寄贈を受け候、久しく篋底に埋沒のまゝ繙き不申一日ポケットに藏め電車中にて讀過致候處趣味津々斯業に稗益する處鮮からず候小生の腦裏に泌み込みたる二三を申上候へば御合點疑ひなかるべく若し同冊子を御看讀相成候はゞ一層興味あるべく同分監を實見せし人なれば更に妙ならんと存候、先づ犯罪原因に於て怨恨を分つて、色情、利慾、叱責、嫉妬の四に分ちたるが如き怨恨の起因するところを明にしたるものに候、次に女子の情願は男子に往々見るべき自己の爲めに謀る如き事項又は所遇に對する不平等の事なく、轉業賜金等にして其數少し、との事は注意すべきことに候斯る事實は全國監獄に於て其軌を一にすることなるべきも男女を合せて統御する監獄に於ては多數男子の處遇に忙はしき爲め女子に特種の狀態あるに氣付かざるもあるにや斯る統計的調査を觀たること無之候、又男子には詐病を構へ醫療を請ふ者あるも女子には絕へてなく反つて身體に變調あるも醫療を請ふを憚り遂に疾患に陷るが如きことありとの事は、女性所遇の困難なるを示したるものに候。裁縫は女性通有の技能に候へ共女囚人に運針の術を知らざる者多きは驚くの外無之候尤も此の事は東京の如き都鄙遠近老幼の集合する地の監獄と一地方を限局せる監獄とは其趣を異にするものあるべく一を聞て二を律するは早計に失する儀と存候も右の鑑査方に基き比較研究するは亦極めて參考たるべく候、作業の督勵は成績表を坐席に備へ科程の了否を三級に區分しも日々記入し十日間に一回監督主任者査閱して褒賞督勵を加ふるに競爭心を惹起し漸次科程を終了する者多きを加ふるのみならず素品及び製品も粗雜ならず日增に精緻の結果を現はせりと申す事にて兎角科程の了否を督責する弊害として免れ難き素品の濫用。物品の粗製等の事なきは當局者の手腕の程こそ察せられ候。炊爨の業は女性特有の技能なるも多數囚人の食糧の事として勞力を要すること甚しく或は女性の耐へ得るやを懸念せしに男五人に對する女七人の割合にて優に辨し得るのみならず副食物の調理配合は女監取締監督の下に炊事婦をして献立を案出せしめたるに材料の利用と細心の注意とは調理に懇切なるは男子の比にあらずとの事此の一事亦全國監獄に參考すべき事ならずや小生は常に斯く信じ居候、監獄の大小に關らず炊爨は渾て女性の專業とする方實際に適かく且出獄後幾分の利益あること男子のそれに優るべくと存候　殊に豆腐、油揚、蒟蒻、揚げもの、饅飩等を製造せしめ材料に供するに至りたるに頗る好成績なりとの事なれば各監獄に於ても之を試み候ては何如哉獨女囚の作業とするに限らず一部男囚人の作業とするも可なるべく專業とせず副業として授くるを得ば一層妙なりと想像致候へ共何如のものにや果して實行し得ることせば經濟上の利益亦侮るべからざるもの可有之歟と存候、其他女子の拘禁せらるゝや精神上の變化は男子と異るなかるべきも神經過敏に陷ること著しきものあれば慰安に注意すと云ひ、婦女には一種の迷信ありて特異の感情を有するを以て彼岸等の忌日には魚類獸肉の献立を爲さずと云ふが如き藤澤典獄の注意深きには敬服致候、八王子分監を女子拘禁の特別監と指定せられ候以來滿四年の歲月を積み候事と て鞏固なる思想に基ける經驗は將來斯業の爲めに貢献せらるゝ事多かるべく全國監獄亦願みて之に倣ふに躊躇せざるべき節も可有之候小生は電車内にて讀過したる一班を陳ふるに過ぎず候ゆへ該冊子を御熟讀の上は更により以上の御發明あるべしと確信仕候

以上の如き駄文字を驢列致候分にはこの上幾貢にても盡くる處無之候へ共貴重の紙面を瀆すは餘り鐵面に候と心付き擱筆仕候　匆々不一

◎カード式と領置金基帳

神戸監獄　西原幸三

曩年遞信省が其郵便事務にカード式を施行せし以來、各會社、商店は擧つて斯式を採用せり、これ

カード式は從來のブック式に比し、或點に於て特に勝ぐるゝ所あるが故なり、本監に於ても之を領置金基帳に應用せんとして攻究する所ありしが、其便益なるを認め、昨年十一月本省の認可を得て在監人領置金基帳に之を應用し更に數月間實地に就き試驗して其結果の良好なるを確認せり、依つて茲に少しく其概況を述べ以て斯道の參考に資せんと欲す、

カード、カード縱九寸、橫四寸三分、（共に曲尺）の長方形の厚紙を以て製し、一口座に一葉を用ゆるものにして、大體の式は從來の領置金基帳（監獄會計處務規程付屬書式第六十七號甲號樣式）に同じと雖も、多少異る點なきにあらず、夫は上部別房留置人と懲治人との二欄を一欄に、又た受、拂の二欄を受及拂、として一欄に省略せり、前者は同一人にして兩種の在監人たる場合なきに因り後者は使用インキの色彩を異にせば反つて簡便なるものあり、即ち受は黑色インキ、拂は青色、假出は赤色を用ゆることゝせり、斯く數色を使用する時は時に彼此混用するの虞なきを保せざるが故に、受と拂とは各別時に於て記入する事とせり、

カードは其整理方法にして宜しきを得ざれば反つて煩勞を增すに過ぎずして其効果を擧ぐる能はざるなり、今我が方法は其全部を活動及睡眠の二種に區別し、不有金者を睡眠の部に、有金者を活動の部に編入し、更に之を十五組にイロハ別を以て均分せり、例之第壹組には姓の第一字がイを以て呼ぶ者、井上、伊藤の如き、又た第貳組はロハニホヘ、第參組はトチリヌルの如きを以てせり、即ち各組略ぼ相等しき數を以て區分せるものにて、カード數の多寡によりて組數を十組にし又は二十組にする等、實地に就き便宜の方法を撰ぶべきなり、而してカードの小口面には各組異りたる色彩を施こし誤つて他組に挿入する事を防ぐの用に供せり、即ち第壹組は黑、第貳組は黃、第參組青、第四組は赤、第五組は白、第六組は半黃、半黑の如く悉く異りたる彩色を施こせり、こゝに注意を要するは其色彩にしてカードを天地に轉倒するも他組に符合するものなきやう爲すべきなり、

カードの上部には各組毎に第一號により始めて番號を付し此番號は、補缺番號の方法を以てし決して前後轉倒するが如きことなからしむ、然らざれば索引簿（後項說明）若くは領置金受拂帳（后項說明）に依り所要のカードを索出するに當り容易ならざる手數を要する事あり、所要のカードを摘出するときは、これと同時に前番號のカードを半ば摘出し置き使用の後、挿納する際、兩者を對照して挿納すべき位置を見出し易からしめ、又誤納を防ぐに便せしむ、

睡眠の部に屬せるものにして受入金ありたるときは活動の部に編入するは言ふ迄もなく、出監せしときはカードの上部に圈穴を穿ち之を別に保管す圈穴は完結濟のカードが現用せるものゝ中に混入したる時、發見し易きにより之を穿つことゝせり、

カード藏置箱、以上のカードを藏置保管するには特にカード箱を造らざるべからず、この箱はカード數の多寡に應じて其構造を撰考すべきなり、其數にして千乃至千五百位なるときは、天地一尺二寸、巾二尺九寸、奥行一尺一寸、の大いさに一段の棚を設け棚と下段とには各十個內外の金屬製に區劃標を作り、この標は自由に移動し得るやう爲すを以て便宜なるものとす、

索引簿、カードの目次に供し又其紛亂を防ぐの方法としては索引簿を作らざるべからず、該簿は挿込名刺の方式に依り、カードの部別に從がひ十五組にイロハ別に區分し、カードの移動に連隨して脫するものとす、

領置金受拂帳、カード式を施行せんとするときは領置金受拂帳所謂通帳制度を併用するの要あり、該帳は略ぼ郵便貯金通帳に似擬せるものにしてカードと同一の欄を設く、即ち在監人區別、入監又は編入年月日、刑名刑期、氏名、所持金の受及拂、殘、給與工錢の受及拂、殘、認印、摘要及年月日等の欄を設け、第一面の紙頭にはカード組數及號數を記入すべき箇所をも設く、該帳はカードと同時に作り第二課に交附し保管せしめ、支拂を要すべきものあるときは、第二課は情願簿又は其他の憑書により該帳に其事由、金額、を記載し本人の

捺印を徴して領置金係に交附し同係は該帳によりカードを整理し、受入を要すべきときは領置金係より第二課に通知して所要の該帳を交附せしめ、金額、事由等を記入してカード其他の帳簿を整理し、更に第二課に返附するものにして、日々數十乃至數百の支拂は悉く該帳によりカードを整理するが故に豫じめ該帳に記入しあるカード組數及番號により容易にカードを索出し得可く、一々索引簿に據るの煩なきなり、出監の際は該帳の余白に殘金領收の旨、年月日、署名、捺印せしめ、支拂證憑書と爲すとを得るなり、要するに該帳はカード及其他の帳簿と對照の上に齟齬からざる便宜を與ふるのみならず、支拂の都度在監人をして捺印せしむる際、各自の現在領置金高を知るが故に、自然貯蓄心を涵養し又は暗記の裡に誤謬を釀もすが如き事なからしむる等、蓋し非常の便益あるなり、

カード其他の概況は以上の如し、今ブック式と對照して其得失を擧ぐれば、

一、一枚一口座にして加除の自由なるにあり、是れカード式の最大特色にして、又斯式の多くの利益は擧竟之れが應用に外ならず、殊に移動頻繁なる領置金の如きは一層の利便を認むるなり、蓋し從來のブック式に依た時は出入の頻繁なる丈けそれ丈け徒らに帳簿のみ膨脹して取扱上の不便は日に加わらざるを得ず、例之ブック式に於ては豫め口座を設け數葉の紙頁を充つるが故に時に余白を生じ、又は不足を生ずる事あり、此場合には不用の紙頁を生じ、又は數十葉を隔つる所に繰越するに至り不經濟と亂雜とを免れず、然かのみならず之を翻開するに當り不用の紙頁、即ち完結濟口座にも尚一々手を觸れざるべからず、之れブック式の缺點にして又カード式の特色と認むる所なり、

曩に記せるが如く出監せし時はカードの紙頭に穴を穿ちて之を除却し、不有金者は睡眠の部としてして別括せるを以て使用中のカードは現に活動せるもののみなればブック式の如き煩ひなきのみならず、集計及人頭調査（在監人名簿と領置金基帳との對査）の場合の如きブック式に比し手數と時間

の上に大なる節約を生ず可し、蓋し在監人名簿の部別は領置金基帳の部別とは其標準を異にせるものあり、例之ば領置金基帳はイロハ別となせるも在監人名簿は監房別、入監月日別、又は在監人種別等になせるが故に拾數冊の基帳は轉々數十回若くは數百回翻開せざるべからず、之に反しカードは一葉毎に分離し得るを以て在監人名簿の標準に從がひ豫め部別し置かば容易に對査し得るなり、

一、勞力の均分と分業、カード式に依れば各人は事務の分擔を爲し業務の均分々得、ブック式に據れば一人は一人の帳簿を使用するに過ぎず、故に他の多數事務員は其受持を終り手を空うする事あるも一人は獨り其事務の多忙を極めざる可からず、カード式を以てする時は斯の如き場合には自由にカードを分割し各人に記入を分擔せしむるを得るが故に勞力の偏輕、偏重は避くる事を得べし、

一、カードは直ちに領收證に代ゆる事を得、出監の場合に於てカードは其余白に殘金領收の旨、年月日、署名捺印を調し支拂證憑書となすを得可し、

但し前述せるが如く領置金受拂帳を施行すれば該帳を以て領收證に代ゆるの便あるを以て此要なし、斯式により勞力を增せしは一、カードの索出と挿入、二、索引簿、三、完請カードの整理、等にして、一、は帳簿を翻開するよりは少しく手數を要し、二、は帳簿の目次に該當する者にして索引簿の翻開、名刺の挿脫等の煩あり、三、は毎月完請せしカードは一括として一定の表紙を附し其合計金額を揭記し領置金支拂に關する簿書の當該金額と對照するものにして、大略以上の三點に過ぎず、

曾カード式の施行に就きて一の憂慮となすべきはカードの紛亂にあり、僅かに一葉の紙片に過ぎざれば或は紛失し又は他組に誤挿するの虞れなしとせず、これを取締るには毎月一回以上爲す可き在監人名簿との對査、索引簿との照合及カード小口面の色彩の合否等に細密なる注意を拂ふは勿論、なほ取扱者を嚴飾するを要するを要す、斯くする時は決して紛亂するが如き事これなきなり、我監に於いて數年來施行せる領置金受拂帳（前記參照）

に據るも亦大坂貯金管理支所の實驗談に徴するも未だ嘗つて一葉の紛失せし者なし、たゞ動々もすれば漏つて他組に挿入する事ありと雖も、直ちに小口面の色彩に依り發見し得るなり、白耳義の郵便貯金局の如きカードの數は一千萬を以て算ふべくカード箱は高かくして梯子を架せるが如き有樣なるも之を檢出するカードボーイは能く立談の間に所要のカード數十葉を摘出し來ると聞く、蓋し實證として餘りありといふ可し、

カード式の施行及其得失の梗概は以上を以て盡くせり、其他はブック式と大同小異なるも若し夫れ細密に渉る利便は殆んど擧げていふべからず、要するにカードの最大利便は口座の多數にして且つ移動の頻繁なる場合に於いて特に顯著なるものあるなり、又カード一葉の價は六厘五毛にして之を簿記帳の壹冊（小口百五十枚）金參圓五拾錢此一枚の代價金貳錢參厘余に比較すれば一葉に付金壹錢六厘余の利益を生じ、之を多數に積算すれば非常の經濟となるなり。

○囚人の蓑笠

現今各監獄にて使用する蓑笠は體裁頗る妙ならず廢物利用の世の中一方法を案出せり即ち監獄囚人の飯米用として購入する唐米空袋を解き柿色に染め「ドンコロース」織立裁縫の方法は半外套として蓑に替へ笠は「ニラ山形」とするに在り保存は五七年を保つべく破損する憂なく殊に耕耘業の如き伸縮勞働に從事する場合に適當なり又冬季は防寒具となり暴風强雨に堪ゆるのみならず潛伏逃走を企圖する如き念慮を生ずるの機會を得せしめず故に押途の場合に於ても便利且つ途ト携帶せしむるを得べし

○殺傷の原因

（大審院長横田國臣氏の觀察）

殺傷事件の頻々たるは種々の原因あるは勿論なるも要するに左記四原因の一に關せるものゝ如し

一、氣候の變遷期は人間の精神を浮動の狀態に導くため其結果犯罪的意識も多少明瞭を缺くに至ること

二、犯罪其れ自身の性質が傳染的性質を有する爲めたること

三、戰役の後を受け人心が多少殺傷を好むの傾向あること

四、財界の失敗は多く人をして失望に陷らしむること

◎第一は春より夏、夏より秋の變遷期に最も多くの犯罪を生ず其原因は暫く措き犯罪は寒き時よりも暑き時多く發生するは統計上爭ふべからざる所にして歐洲に於ても北部諸國よりも南部諸國即ち西班牙葡萄牙伊太利等殺罪者多し

◎第二の傳染的性質を有する犯罪とは足尾銅山別子銅山等に於ける暴動の如きものにして一昨年日比谷公園に於ける國民大會の騷動が橫濱神戸に波及して此處に亦同一の暴動を生み續いて電車賃値上げに反對する市民大會の暴動となりたると一般此等の犯罪は非常なる速力を以て傳染するの傾向を有すれば之を鎭制せんよりも未發に豫防するの方法を講ぜざるべからず

◎第三は大戰役の後には何處の國にも戰前よりも犯罪者の增加を來すは必然の現象なるを以て吾人當局者は戰爭當時より此點に就ては十分豫防の方法を講じたるが又多少警察の檢擧の方針何如にも依るべきが日清戰爭の後に比し日露戰爭後の犯罪は減少せるが如し賭博彈請等を常職の如くする無賴漢の輩出も減少し居れり是れ全く戰地に於て風紀其他取締を嚴重にせし爲めなるべし

◎第四の財界失敗者の自殺は我國に於てこそ珍らしく感ずれ歐米大投機の行はるゝ處にては其例尠からず此犯罪は特殊のものにて平生は餘り行はれず財界恐慌の際には多少自殺者を出す如く今後とても財界沈滯して依然商況不振の狀態繼續せんか自殺者の續出するを免れざるべし

○露國の死刑數と佛國の死刑廢止

露國第二議會は去る三月までに國事犯として死刑の宣告を受けたる者七十四名なりしが議會開會中なりし爲め或は良民、質問に制付せられ或は政

府の意見により死刑の宣告を受けたる者も無期刑に減等せられたる者あり、議會開設前に比すれば著しく其數を減せり、佛國にては現大統領フユリー氏は有名なる死刑廢止論者なるが司法卿より死刑執行の裁可を申出づるときは職權を以て悉く死刑を免除する故近時死刑は皆無にて廢止の姿なりと

○酒と罪惡

最近伯林に於て開かれたる酒害防遏會第二十會席上にて會長ストラウス氏の報告に依れば酒害の爲に起りたる罪惡は軍人規律違反の三八%、家政紊亂の五五%、風俗壞亂の八四%、鐵道遭難の四〇%、放火犯の三四%、自殺の四四%、癲者の三〇%、精神病の五〇%、船にて災難を受けし者の五〇%、輕懲役になりし者の七〇%、幼兒を孤兒院棄兒院に入れし者の七〇%、なりと

○金澤監獄の落成式

五年繼續工事として建築中なりし金澤監獄は此程竣工したるを以て本月十八日新築落成式を行へり當日は司法省よりは原田秘書官出張臨席の上松田司法大臣の告辭を代讀し村上司獄事其他來賓の祝辭あり終つて小宴を張れりと

○秋田監獄の工事

同監獄は本年度より改築工事に着手せる筈にて木材は大林區署と交渉し拂渡を得る見込なるが本年度の工費は四萬圓の豫定なり建築工事に使役する囚人は全國監獄より移送を受くることゝし、過般當局大臣の認可を得たれば小菅其他の監獄目下大工の素養ある囚人の引渡中なり、同監獄の外塀は煉瓦にて高二間半に積立つるものなりと云ふ

○刑事被告人の體操

靜岡監獄にては去三月以來刑事被告人をして一時間づゝ屋外體操を爲さしむることゝし實行せるに能く紀律を保つを得爲來の面目を改めつゝありと云ふ、多くの監獄にては刑事被告人には屋外運動と稱し一定の區域内を步行せしむるに止り極めて亂調なる有樣あり、刑事被告人のみならず囚人殊に分房に在る者には紀律ある體操を爲さしむるは保健修養上必要なるべし

地方通信

○田舍だより

春香

拜啓

別天君いよ〳〵別天の人となられ候以來貴紙上例の東京だよりも見えぬやう被存候へば生は其れに逆對して田舍だよりを相認め聊都人士諸君の御目を汚したく存候、生儀去三月の末武藏野の片田舍に留置場巡視を試み申候、留置場巡視に付ては昨年の暮頃貴紙上社說に於て御懇なる敎訓を拜讀せしことも有之及ばずながら萬分の一なりとも實踐躬行を試み度存じ三五の出監者を訪問いたし候、出監者の訪問に付第一の難業は其家庭をたづねつくることの容易ならざる事に御座候、實踐躬行など呑に言はするも筆に書かするも何の雜作は無御座候へども手足や身體に働かせ候事は中々の苦業に御座候、併苦を伴はざる樂は眞の樂に非ずとか承り候へば一生懸命我慢……時には瘠我慢してたづねあるく事に御座候、斯くてヤットのコトにたづねあて候ときの心持はまた格別のものに御座候、この心持は所詮實踐躬行なぞ申す文字を書くやうに造作なくは書け申さず候へども一二のものを撰みて書立て申さむに或假出獄人を尋ね候處例の田舍道にて四辻や三角形の追分など所々に有之道を聞きたくもそこらに人は居らず偶々指道標あるかと思へば北南なぞ方角のみ記しありて西も東も分らぬ初旅の旅人に方角にて指示さむとするは少々無理かと被存候へども併アイルランドとやらむの田舍などには「此文字の讀めぬ人は右を通りたまへ」とやうに書き示したる指道標もありとか承り候へば先以て似たり寄ッたりの無理なるべしとして、當るも八卦當らぬも八卦と諦めつゝ心の向ふまゝに參り候處多少の迂路位は餘儀なしとして兎に角にたづぬる人をたづねあて申候、本人は畑に出稼中のよしにてかへり來り申すやう『監獄を出るとき典獄サンからも看守長サンからも月に一度は

必ず手紙をよこせこすれば監視は四年のものを二年位に負けてやるから、と申聞かされたれば字が書けざるため唯一度手紙を差上げしばかりにていまに監視を勤めつゝあり受持サンもオマヘハ能く正直にカタギにヤッテ居るから最早監視の必要はない、はやく典獄サンに手紙を上げて監視を免けてモラヘと申されますが月々手紙を上けませぬでは監視は免ケテ呉レマスマイカ』、あはれ監視假免の手續がよく明からざるために必用もなき監視の規則を守りつゝ守らせつゝ警察も出監者も共に難儀するものと察せられ候まゝ其手續を當人に示しつゝ猶駐在巡査にも賴み置くべしと存じ、駐在所に向ひたるに彼れは親切にも自ら案内せむとて生を導き呉れ申候其案内のシブリは至極單純なるものにて途上一言の語なく兩手を正く垂下して低頭しつゝ脇目も振らず一直線に進行し駐在所の見ゆる所に到りしとき初てウシロなる生の方に振向き駐在所はアソコにとて指し示しつゝ今日は受持サン御用で留守ダンベーとて別れ去り申候、成程日は用事を語る外聞かぬ方間違なく候へばこれにても案内の用は足りたるに相違は無御座候、次は警監より假出獄を許されたる一女子を尋ね申候、生の到りしとき糸を操りつゝ弟嫁の組機織を助け居しが生の到るを見るや監獄にて多年教へられたる通りたゝ頭を丁寧に下げ候迄にて「入ラッシャイマセ」とも「御寒ウ」とも申さず候、これも我等が多年丹精して仕込みたる御手本通りに候へば別段それには驚きも不致候ひしかどたゝ他律的にして而も一律的紀律の實踐躬行がいかにも能く發揮せられ候事よと我知らず喝采いたし候次第に御座候。八王子より特赦せられ候女子は自ら異なる處もあるべしと存じ相尋候へどもなほ生憎不在にて遺憾に候ひしかど其特赦せらるゝに際しては特に保護者を召寄せられ候ものと相見へ其家人どもも痛く感謝罷在候此一事にて察するも普通我等の支配する監獄とは到底比較すべくもあらずと被存候我等の監獄にては例の嚴重なる規則のため一定の時間を過ごすことを得ず特赦狀又は假出獄認可狀到達するや否其歸途か夜に入るも入らざるも其邊には一切頓着なく一人出監せしめざるを得ずと申

樣の仕合にて所詮專門の監獄の如く保護を盡すことと能はず候へば兒童の次には女子を專門女監に移され候事益々實行せられむことを希望する次第に御座候、途にさはらぬ筆がすべり過ぎて通信やら議論やら明からぬものと相成候へども先は其邊が田舍人の特性なるべしと御推讀下され度書餘期後便候　草々敬具

○田舍便

在高崎　玄々生

拜啓然者久しく東京便に接せず候處茲に田舍便として一言申上度候御承知の通先頃當地に於て瀧車の行進中客室の爆裂と云ふ前代未聞の大慘事有之五名の即死三十餘名の重輕傷者を出し申候而て事は鐵道當局の錯誤に無之全く乘客の携帶物に依て起りたる次第に有之候唯意外なる椿事として驚愕するの外無之候然れども倩々考ふるに天下の事物一として無意義なる者なきより見れば此意外なる出來事は實に人命の果敢なきは彼の朝露の例に於けるよりも尙は甚しきを悟らしむる自然の默示に外ならずと存候人生は明日が日と云はず今か今に於て知り得べからざる運命に圍繞されあるものと存候されば此將に爆破せんとする噴火山上の睡眠と心得て靜かに自己の爲すべきことをなさゞるべからずと存候否らずんば偶然起り來る事變に際して克く妄如たること能はずと思考致し候若し尙此心得だにあらば如何なる災害に遭ふも克く平然たるを得べき次第に候吾人は此事變に際して最も克く其意義を解するものに御坐候而して此慘禍に遭遇せしものゝ多數が長野善光寺參詣の歸途なりと云ふに至ては佛陀の利益も餘り當にならぬ義と存候されど社會有樣の側面觀は往々斯の如きことも有之やに考られ候此遭難者中最も酸鼻を極むるは姉妹及び嫁の三人とも即死せしことに候聞けば千葉縣安房郡のものにして同地方に於ては一生に一度善光寺詣りをせざれば人と交際を爲し得ざる習慣ありとのことに御坐候

此習慣てふ文字に依り思起すは改正刑法に候多年吾が法曹界に於て研讀を盡し鍛に鍛へ上られたるものは多年の宿望たる客觀主義を斥け主觀主義を採りたるは吾人の意を强ふしたるものに有之候も

吾人の立脚地より忌憚なく之を評すれば尚ほ且つ舊慣の墨痕存すと云ふ次第に御坐候習慣の脫し難き何の階級を問はず同樣のものと存じ候刑法改正に就ては箕畫講氏の先に刑法號に於て而かも足並正しく同一步調により批評論斷して餘蘊なく殊に司獄當局者の精を撰たるもの吾人の以て大に誇となすのみならず遙に斯界一段の聲價を社會に發揚したるものと確信致候想ふに發表の時機を得ざりし爲め遂に議院を動かす能はざりしにわらざるが眞に千秋の恨事と存候申までも無之法は社會に伴ふ現象にして社會は永く同一の狀態に在り得べからざるは當然に候間社會にして舊脫新移に輾轉止むべきの正理にして動すべからざるものとせば前述甚だ近からずと雖ども而も亦趣味と希望と有之豈に一片快心の次第に御坐なく候や單意誠と實とを倘ひ以て名を虛るることなくんば終に之を遂ぐべき義と存候先は出鱈目申上缺禮の段幾重にも御許容被下度候頓首

監獄協會記事

○茶話會

本月十六日例に依り茶話會を開き午後二時より講演に移り小河滋次郎氏の監獄法制定に就て、石澤謹吾氏の懷舊談、永田直之助氏の制定せらるゝ監獄法に死刑執行監獄を指定するの希望、武田慧宏氏の老年者處遇に就て千頭正澄氏の囚人食量は科程の丁否に依り增減する希望、河野純孝氏の出獄人保護事業に就て、最終に河氏は千頭氏の說に對し食量增減は科程丁否に伴ふものにあらずと陳ふるありて散會したるは午後六時なりき　當日講

演の大要を摘錄せんに小河氏は法典調査委員を命せられたるは監獄法制定の必要より實務家諸氏を代表し立案審議に當るものなれば實務家は實驗に基ける意見を披瀝し援助する所あらんことを望む實驗上の意見を開陳するは實務家の責務なり監獄則の完全すると否とは實務家の双肩に擔ふべき責任なり獨逸聯邦刑法は千八百七十一年制定せらるゝや尋て千八百七十八年監獄則を制定せり監獄則の重要なるは長き歲月を費して制定せられたるを以て知るべく而して獨逸の監獄則は制定せられたるも費用の關係上實施するに至らず然れとも實行せすして止むべきにあらざれば遂に千八百七十九年準則を議決し監獄則の精神に基ける準則に方針を採り監獄則施行の準備を爲せり而して監獄則の起草者は知名の典獄六名に命せられたり斯の如く實務家の經驗に依りて制定せらるゝは至當なるへく且つ完全なる監獄則を制定し得る所以なり事茲に出でゝすして予が委員となりたるは聊か當を得ざる感あるも畢竟予は實務家を代理するに過ぎざるを以て實務家は實務家の見地より忌憚なく意見を吐露し監獄則制定に援助をる所なかるべからず。石澤氏は懷舊談の端緖を陳へんと前提し天保元年に生れ二十八歲まで江戶に生育したることより說き起し年長して後不道德の行爲を爲さゝるも串戲は友人間に超へ迷惑せしめたること少からず其一例として友人三名に吉原遊びに誘はれたるより虎口を遁るゝ手段として妓樓に到るや直に妓の面前に坐し一々面相を惡罵し附添婦の怒りたるに機とし急き驅歸り途に友人を要し溝渠に陷擠したることありと述べ其後伊勢藤堂候の邸に使者として遣はされたり時に年二十九なり云々、永田氏は刑法改正に伴ひ監獄法の制定は遠きにあらざるべく此際監獄法に制定せられんことを望むは死刑を執行する監獄を指定せられんこと是なり我茨城縣は死刑に當るべき殺傷罪犯者を出すこと多く且つ死刑の執行を受くる者多し然かも既往十年間予の主管せる茨城の監獄にて死刑を執行したることなし茨城縣にして既に然りとせば他縣に於ては死刑を執行すること蓋し絕無なるべし然るに現行法上死刑の執行は有るべきものと豫想せられ之が執行はい

ずれの監獄に於てすと特定したるものなし故に茨城にても執行するとあるべしと認め死刑場を存置するを要するを以て必要に際し組立つることゝせるも事實は執行したること十年間に絶へて無し斯の如き事實は將來に於ても變ずることなからん果して然りと推定し得るとせば特に或監獄を限りて死刑執行に當らしむべし之に充つる監獄は控訴院所在地の監獄と定められたし。武田氏は六十歳又は六十五歳以上の老年者の所遇は普通丁年囚人と異にせざるべからず或は作業に就くと否とは老年者の隨意とするも可ならん明治初年巢鴨監獄にては老年者は病監に入れ處遇すべし但し情狀に依り必ずしも病監に入るゝに及ばずとの意味ある命令を發し老者を寬待したる形跡あり大に吾人の意を強くしたり若し養老院等の設備完からんには入獄者亦少かるべきも之れなくんば入監老者に對し相當の方法を講究せざるべからず刑法に其規定あらば可なるも其規定なきを以て不日制定せらるべき監獄則に於て之を規定し刑法に失ふ所を補はんことを望む。千頭氏は科程の了否に依り食量を增減するは香餌を以て啖はすものなりとの非難あるも大阪監獄にては前月分の科程の了否を以て食量を增減し京都監獄にては毎日之を增減せりと聞く小菅に於て之を試みたるに非常に好成績を得たり之れ決して香餌を以て釣るにあらず勞働の程度に對し相當なる食量を給するなり云々　河野氏は慈善の本旨より說明し盡し終りに出獄人は監獄職員に於て能ふ限り其居宅に引受くるに至らんことを望む差當り宿泊所を得せしめよ家屋の廣狹に依り一人若くは二人を宿泊せしむることを得ば食費の如きは更に相謀るを得ん云々と述べ最後に小河氏は千頭氏の科程了否に依り食量を增減するの不可なりとの非難は餌を以て彼を釣るの非理なるを責むるにあらず食量を以て勞働を强ゆるは窮策なり必要なる食量は科程の了否に依らず之を給すべし若し指定食量にて足らずとせば足らしむべく務むること當然なり食量の增減を科程の了否に依るは穩かならず云々との意見を述べて反省を請へり當日の來會者は左の如し

不動藤太郎　瀧澤圓次　川口泰　久野常松

大石總夫　吉田甲子次郎　阿部銈二　柳橋龜次郎
吉島淨一郎　山田忠正　高田利八郎　小笠原長貞
熊本慈觀　兒島三郎　小山彦太郎　澤田利喜三
多田正廣　大曾根吉太郎　肥後森至　佐藤省吾
中谷一夫　坪野松爲三郎　西山熊太郎　加藤泰正
齋藤敬二　島崎安平　島崎健　齋藤廉清
大原公平　戶田四郎　小山謙吉　佐々木最思
奥井太郎　石田廣吉　比留川豐次郎　栗原房之助
平塚信次郎　沼波政憲　上松初女　渡邊榮次
牧惟吉　大沼正長　片桐末吉　安松虎雄
野口義正　由井金雅　山內末吉　坂井冽
古矢嘉介　關牟田彦次郎　淺田廣輔　吉川德藏
辻明本　田中廣吉　島田治三郎　岡野庄三郎
高島了以　大澤位次郎　伊藤定男　栗本眞一郎
西山滿治　蒸原德壽　岡本壽賀三　中野萬吉
石川亥之松　平塚竹次郎　津之地佐一郎　末光柴平
石川利田　越智光三　折居秀雄　杉猶松
矢作長五郎　九鬼義太郎　君塚庄次郎　藤澤權一
濱田道太郎　高橋初太郎　笹沼勢太郎　逸見祐之助
田中毓　西村駒治郎　鎌田眞平　富永寶文
武田慕宏　河野純孝　原嵐昭　永田眞之丞
早崎春香　香川又二郎　豐野嵐珍　千頭正澄
藤澤正啓　小河滋次郎　石澤謹吾　磯村政富



小河岳洋先生著

丁未課筆

實價郵稅共
金四拾五錢

本書の一部分は監獄雜誌及敎誨時報に分載せられたる所なるが故に今復た其內容を說明する迄も無く讀者諸君の旣に詳悉せらるゝ所なりと信ず、續稿積んで玆に二百五十餘章を成すに至り獄務に直接の關係を有するの資料の外、尙ほ趣味ある警句、吟詠、漫言、諷刺等また少からず、先生曰く余が書齋は友人の前に公開する所の俱樂部なり、談笑する所一點の秘密あるを許さず談笑を採錄せるもの丁未課筆即ち是れなり、藥にもならねば毒にもならず、課筆を讀んで余が閑生活の一班を知るを得べしと、本書は即ち築土俱樂部の近事譚とも見るを得んか、先生の許諾を得て此に部數を限り印刷に付して以て之を同好の諸氏に頒たんと欲す、希望の向は左名に御一報あらんことを乞ふ

東京麹町區飯田町五丁目三十番地

宮下釿太郎

再版廣告

典獄 印南於兎吉君
司法屬 土屋直文君 編纂

監獄法規

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我監獄ニ關スル法律勅令省令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ於テハ整理、統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且携帶ニ便ニシテ價モ又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

實價金三十五錢
郵稅金 八錢

東京市四ツ谷區愛住町二番地

發行所 監獄協會出版部

電話（長）番町二一番
振替貯金口座七九八三番

小河岳洋先生著

丁未課筆

實價郵稅共
金四拾五錢

本書の一部分は監獄雜誌及敎誨時報に分載せられたる所なるが故に今復た其内容を說明する迄も無く讀者諸君の既に詳悉せらるゝ所なりと信ず、續稿積んで玆に二百五十餘章を成すに至り獄務に直接の關係を有するの資料の外、尙ほ趣味ある警句、吟詠、漫言、諷刺等また少からず、先生曰く余が書齋は友人の前に公開する所の俱樂部なり、談笑する所一點の秘密あるを許さず談笑を採錄せるもの丁未課筆即ち是れなり、藥にもならねば毒にもならず、課筆を讀んで余が閑生活の一班を知るを得べしと、本書は即ち築土俱樂部の近事譚とも見るを得んか、先生の許諾を得て此に部數を限り印刷に付して以て之を同好の諸氏に頒たんと欲す、希望の向は左名に御一報あらんことを乞ふ

東京麹町區飯田町五丁目三十番地

宮下釿太郎

再版廣告

典獄 印南兎吉君
司法屬 土屋直文君 編纂

增訂 監獄法規

實價金三十五錢
郵稅金 八錢

本書ハ第一版ニ次キ明治三十六年六月ヨリ卅九年九月ニ至ル我監獄ニ關スル法律勅令省令通牒等ノ必要ナルモノヲ網羅シ其改廢ヲ明ニシ特ニ本版ニ於テハ經理、統計ニ關スル法規ヲモ蒐集シ校正嚴密且携帶ニ便ニシテ價モ又低廉ナレハ監獄界無比ノ良書トス故ニ現任及新任司獄官吏ハ勿論苟モ監獄研究ニ志アル諸士ハ必ス一本ヲ座右ニ供セラレンコトヲ企望ス

東京市四ツ谷區愛住町二番地

發行所 監獄協會出版部

電話（長）番町二一番
振替貯金口座七九八三番

再版出來

千輪性海君著

世渡のしるべ

完

菊判美本　三百六十五頁
實價金　三十五錢
郵稅金　十錢

目次

緒論▲家庭○善惡の標準○人の性○遺傳○習慣○家庭の模範○家庭の仕附(い)○金品の取扱(ろ)○親睦の仕方(は)○獨立勞働の仕方▲家庭と學校○教職○子弟を教育するの目的○學問は志を立ぐるの手段○智識と道德○科學を修むる心得○普通教育と宗教○書を讀む心得▲宗教○宗教の定義○宗教に通じたる教の順序○宗教の擇び方○信仰の動機○信仰生活○參禮應報○吉凶禍福は心の影○祈禱の利益○迷信の害▲精神修養○其心自寶は修養の本○自寶は智識の階梯○狂人には自覺なく凡人には乏しき意思の力○自制克己○希望○自信自重○勇氣○忍耐○廉恥○犯罪に陷る丶心○改過○行はれざれば見聞の甲斐なし○無病○親族朋友間の心得○夫婦の心得○親子の心得○兄弟の心得○朋友の心得○師弟の心得○主人と召使との心得○附記丁稚下男の歌▲家政○身の分限を知れ○二宮翁德行談○儉約の標準○貯蓄の心得○負債の苦▲衞生○個人衞生(い)私已の衞生○公衆衞生(ろ)皮膚の衞生(は)呼吸器の衞生(に)飲食物の衞生(ほ)循環器の衞生(へ)呼吸器の衞生(と)運動の衞生(ち)神經の衞生○生命(り)財產(ぬ)名譽(る)公益(を)博愛(わ)禮儀○德力の勢力○信用の本○反社會の人○時間を重ずること○遵約は不信用の本○公德(い)

再版出來

千輪性海君著

世渡のしるべ 完

菊判美本 三百六十五頁
實價金三十五錢
郵稅金十錢

目次

凡そ人の世に生れるくもの其因る所他にあらずして有力なる同志を得、斯道界に其之を守るものは忍にあらざれば能はざるなり古語に曰く一忍以て百業を起すに至ると信なるか本書は專ら我國古人の格言、和歌、俳句等を引き傍ら孔孟の諸說及歐米先哲の金言を採り苟も世渡のしるべとなるべきものは網羅して洩さず戰勝國の名譽を擔ひたる吾輩の對卽友たるべきの良書にして傍ら解釋的の假名を附しおれば老幼女子と雖も讀むに易く解するに難からず讀者は恰も賢友を得たるが如く自ら修養を正しうし神を爽快ならしむるもの豈又他あらんや諸彦幸に一本を購め得ば家庭の珍寶として缺く可からざる最も適切の良書にして世渡りのしるべの名に乖からざるを知り賜はんことを信ず乞弊院が

發行所 東京書院
（電話（長）番町二一番 振替貯金口座第七九八三番）東京市四谷區愛住町貳番地

○廣告

敎誨時論會は本年一月發展以來漸次熱心にして有力なる同志を得、斯道界に多少の活動を試み居り候事は諸賢の均しく認知せらるゝ所と存候然るに今回更らに本會の目的に向つて一大飛躍を期圖し本會發行の雜誌に左の變更を加へ來る七月より實行可仕候

一、誌名改題、敎誨時論を成人と改め申候
一、印刷所、之を岐阜監獄に委托致候
一、發行期日、毎月二十日と變更致候
一、原稿締切期、毎月五日限と定め申候

以上御了知相成度候也

明治四十年六月

敎誨時論會

會費送付方

肩書 番地	東京市麹町區飯田町 五丁目三十番地
宛名	監獄協會委員　藤澤正啓
振込局名	神田一ツ橋通郵便局

明治四十年六月十七日印刷
明治四十年六月二十日發行

發行兼編輯人　磯村政富
印刷人　磯村兌貞
東京市麹町區飯田町五丁目參拾番地
發行所　監獄協會
東京市神田區鎌倉町七番地
印刷所　東京書院活版部